第5次山梨市行財政改革推進重点アクションプラン取組状況総括表

■重点推進目標１　将来を見据えた財政の改革

重点取組施策	番号	取組項目	担当課	年度	計画		実績				達成度
					取組内容	目標値	取組内容(上半期)	実績値	取組内容(全期)	実績値	
①財政の健全化対策	1-①	各会計の中長期財政計画の推進(一般会計)	財政課	令和5年度	○地方債借入額を公債費償還額以下に抑制し、地方債現在高の減少を図る。 ○ふるさと納税の増加に伴うふるさと輝き基金の増額を図り、実質公債費比率及び将来負担比率の抑制を図っていく。	①実質公債費比率:12.0%以内 ②将来負担比率:65.0%以内	○地方債借入額:795,800千円(9月補正時) ○公債費:2,443,338千円(9月補正時) ○ふるさと納税(r5年8月末):件数150,908件、 寄附額18億1917万1000円 (前年同月:105,970件、12億9630万1880円)	○実績値算出に係る係数は決算値を用いるため全期終了後に算定	○地方債借入額を公債費償還額以下に抑制 ・地方債借入額:780,800千円 ・公債費:2,445,051千円 ○ふるさと納税の寄付金が増加したことから、充当可能基金が増加し、将来負担比率の抑制が図られた。 ・ふるさと納税:件数313,700件 寄附額 43億8042万5500円 (前年同月:265,515件、35億8675万8213円)	①実質公債費比率:11.9% ②将来負担比率:29.3% ※3/31現在、年末確定 ※確定値 ①実質公債費比率:12.3% ②将来負担比率:27.3%	A
				令和6年度	○地方債借入額を公債費償還額以下に抑制し、地方債現在高の減少を図る。 ○ふるさと納税の増加に伴うふるさと輝き基金の増額を図り、実質公債費比率及び将来負担比率の抑制を図っていく。	①実質公債費比率:12.0%以内 ②将来負担比率:65.0%以内	○地方債借入額:1,071,900千円(9月補正時) ○公債費:2,266,459千円(9月補正時) ○ふるさと納税(r6年8月末):件数136,886件、 寄附額19億3,849万777円 (前年同月:150,897件、18億1,904万円)	○実績値算出に係る係数は決算値を用いるため全期終了後に算定	○地方債借入額を公債費償還額以下に抑制 ・地方債借入額:916,400千円 ・公債費(元金):2,371,906千円 ○ふるさと納税の寄付金が増加したことから、充当可能基金が増加し、将来負担比率の抑制が図られた。 ・ふるさと納税:件数406,639件 寄附額 65億6,716万5,788円 (前年同月:313,700件、43億8,042万5,500円)	①実質公債費比率:12.5%(見込) ②将来負担比率:－(0%以下)(見込) ※ 7月に算定し、県に提出する。 ※確定値 ①実質公債費比率:12.2%	B
				令和7年度	○地方債借入額を公債費償還額以下に抑制し、地方債現在高の減少を図る。 ○ふるさと納税の増加に伴うふるさと輝き基金の増額を図り、実質公債費比率及び将来負担比率の抑制を図っていく。	①実質公債費比率:12.0%以内 ②将来負担比率:65.0%以内	○地方債借入額: 1,534,800千円(9月補正時) ○公債費: 2,238,714千円(9月補正時) ○ふるさと納税(R7年8月末): 件数172,969件、 寄附額 2,470,761千円 (前年同月:136,886件、1,938,490千円)	○実績値算出に係る係数は決算値を用いるため全期終了後に算定	○地方債借入額を公債費償還額以下に抑制 ・地方債借入額:1,231,204千円 ・公債費(元金):2,329,684千円 ○ふるさと納税の寄付金が増加したことから、充当可能基金が増加し、将来負担比率の抑制が図られた。 ・ふるさと納税:件数 461,653件 寄附額 7,262,466,655円	○実績値算出に係る係数は決算値を用いるため、7月を目途に算定する。 (参考)R6年度決算確定値 ①実質公債費比率:12.2% ②将来負担比率:-(該当無) R7確定値 ①実質公債費比率:12.4%	B
	1-②	各会計の中長期財政計画の推進(交通火災災害会計)	市民課	令和5年度	○交通・火災災害共済審査会や区長会等において、現状と課題を説明のうえ提言をいただく。	継続や廃止、事務委託など事業の方向性:未決定・未実施	○交通・火災災害共済審査員会を開催(7/31) ・現状と課題を説明 ○区長会アンケート ・総会(10月下旬)において、アンケートを実施予定	○未決定(検討中)	○交通・火災災害共済審査員会(7/31) ・現状と課題を説明 ○区長会アンケート(10/27) ・現行制度の継続:68%、事業の廃止:32% ○交通・火災災害共済審査員会(1/22) ・アンケート結果を踏まえた今後の方針:継続	○継続や廃止、事務委託など事業の方向性:共済審査委員会の方針⇒現行制度の継続 ○交通火災災害共済加入者数 20,701名　加入率61.9% ○見舞金支払件数71件(内火災2件)	A
				令和6年度	○提言を取りまとめ、企画調整委員会などで方向性の判断を行う。 ○継続や廃止、事務委託など事業の方向性の決定。	継続や廃止、事務委託など事業の方向性:決定・未実施	○年度内に企画調整委員会へ事案提出予定 ○出生、転入者に「共済加入について」の通知を送付し、加入促進を実施(R6.4.1～R6.9.30、330世帯(426人)へ通知)	○未決定(検討中)	○出生、転入者に「共済加入について」の通知を送付し、加入促進を実施 ○山梨市交通・火災災害共済見舞金支払準備基金条例の改正、及び自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱を作成し、見舞金支払準備基金について交通施策への活用を可能とし、補助金の交付を実施	○継続や廃止、事務委託など事業の方向性について、共済審査委員会の方針より現行制度の継続を決定	A
				令和7年度	○継続や廃止、事務委託など事業の方向性に沿った事業の実施	継続や廃止、事務委託など事業の方向性:決定・実施	○未加入者に対して加入勧奨を実施している。 今後も継続して同様な取り組みを行う。	当面の間継続という決定に従い、同様の取り組みを行っている。	○「当面の間現行制度の継続」と決定されたことに従い、同様の取り組みを行った。 交通火災災害共済加入者数 19,157名　加入率59.5% ○転入者への加入勧奨について、転入時点での即時勧奨が困難であった。今後は転入窓口との連携や、月次での対象者の抽出方法を検討し、勧奨通知の発送を検討する。	「現行制度の継続」決定に従い、同様の事業実施を行った。	A
	1-③	各会計の中長期財政計画の推進(介護保険会計)	高齢者・介護支援課	令和5年度	○一般介護予防事業　・元気あっぷ教室 10会場 参加者延1700人(延) ・口腔ケア教室 10会場 参加者70人(実)・広報誌に介護予防に関する記事を掲載 12回 ・CATV番組内で介護予防体操の放送 通年 ○日常生活支援総合事業　・介護予防ケアマネジメント 1800件 ・通所型サービスC利用者 1人(実) ・訪問型サービスC利用者 5人(実) ・通所型サービスB設置 3か所	①認定率: 14.0% ②給付月額:27,315円	○一般介護予防事業　・元気あっぷ教室 10会場 参加者延1,129人(延) ・口腔ケア教室 10会場 参加者0人(実)・広報誌に介護予防に関する記事を掲載 6回 ・市民課窓口番号発券機モニター掲示で介護予防体操の放送 通年 ○日常生活支援総合事業　・介護予防ケアマネジメント 526件 ・通所型サービスC利用者 2人(実) ・訪問型サービスC利用者 8人(実) ・通所型サービスB設置 3か所	①認定率、②給付月額については、調整済数値が年1回(翌年度9月)、示されるため現時点での数値は未確定 【参考】 R4度調整済認定率:15.0% 令和4年5月サービス提供分(5月月報) 給付月額:26,108円	○一般介護予防事業　・元気あっぷ教室 10会場 参加者延2,724人(延) ・口腔ケア教室 10会場 参加者93人(実)・広報誌に介護予防に関する記事を掲載 9回 ・市民課窓口番号発券機モニター掲示で介護予防体操の放送 通年 ○日常生活支援総合事業　・介護予防ケアマネジメント 1,129件 ・通所型サービスC利用者 17人(実) ・訪問型サービスC利用者 17人(実) ・通所型サービスB設置 3か所	①要介護認定率: 14.1% ②給付月額:25,161円	A
				令和6年度	○一般介護予防事業　・元気あっぷ教室 10会場 参加者延1900人(延) ・口腔ケア教室 10会場 参加者75人(実)・広報誌に介護予防に関する記事を掲載 12回 ・CATV番組内で介護予防体操の放送 通年 ○日常生活支援総合事業　・介護予防ケアマネジメント 1900件 ・通所型サービスC利用者 3人(実)・訪問型サービスC利用者 6人(実) ・通所型サービスB設置 4か所	①認定率: 13.6% ②給付月額:25,531円	○一般介護予防事業　・元気あっぷ教室 10会場 参加者延1,350人(延) ・口腔ケア教室 10会場 2月実施予定(参加者0人)・広報誌に介護予防に関する記事を掲載 6回 ・市民課窓口番号発券機モニター掲示で介護予防体操の放送 通年 ○日常生活支援総合事業　・介護予防ケアマネジメント 663件 ・通所型サービスC利用者 23人(実) ・訪問型サービスC利用者 2人(実) ・通所型サービスB設置 3か所	①認定率、②給付月額については、調整済数値が年1回(翌年度9月)、示されるため現時点での数値は未確定 【参考】 R5度調整済認定率:15.1% 令和6年4月サービス提供分(令和6年4月～6月月報まで) 給付月額: 26,483円	○一般介護予防事業　・元気あっぷ教室 10会場 参加者延2,630人(延) ・口腔ケア教室 9会場 参加者79人(実)・広報誌に介護予防に関する記事を掲載 7回 ・市民課窓口番号発券機モニター掲示で介護予防体操の放送 通年 ○日常生活支援総合事業　・介護予防ケアマネジメント 1,381件 ・通所型サービスC利用者 17人(実) ・訪問型サービスC利用者 3人(実) ・通所型サービスB設置 3か所	①要介護認定率:15.1% ②給付月額:27,653円	C
				令和7年度	○一般介護予防事業　・元気あっぷ教室 10会場 参加者延2100人(延)　・口腔ケア教室 10会場 参加者80人(実)・広報誌に介護予防に関する記事を掲載 12回 ・CATV番組内で介護予防体操の放送 通年 ○日常生活支援総合事業　・介護予防ケアマネジメント 2000件 ・通所型サービスC利用者 5人(実)・訪問型サービスC利用者 7人(実) ・通所型サービスB設置 5か所	①認定率:13.2.0% ②給付月額:24,931円	○一般介護予防事業　・元気あっぷ教室 10会場 参加者延1,117人(延) ・口腔ケア教室 10会場 10・11月実施予定・広報誌に介護予防に関する記事を掲載 6回 ・市民課窓口番号発券機モニター掲示で介護予防体操の放送 通年 ○日常生活支援総合事業　・介護予防ケアマネジメント 714件 ・通所型サービスC利用者 21人(実) ・訪問型サービスC利用者 2人(実) ・通所型サービスB設置 4か所	認定率については、調整済数値が年1回(翌年度9月)に示されるため、現時点での数値は未確定 ・R6年度調整済認定率:15.9%【参考】 ・給付月額:27,932円 令和7年7月サービス提供分(令和7年9月月報)まで	○一般介護予防事業　・元気あっぷ教室 10会場 参加者延2,744人(延) ・口腔ケア教室 10会場 参加者72人(実)・広報誌に介護予防に関する記事を掲載 7回 ・市民課窓口番号発券機モニター掲示で介護予防体操の放送 通年 ○日常生活支援総合事業　・介護予防ケアマネジメント 1,494件 ・通所型サービスC利用者 34人(実) ・訪問型サービスC利用者 5人(実) ・通所型サービスB設置 4か所 【達成できなかった理由・今後の対応策】 未達成の主な理由は、75歳以上の後期高齢者の増加です。令和5年3月末時点の後期高齢者は6,398人に対し、令和8年2月末時点の後期高齢者は6,805人で、直近3年間で407人の増(増加率6.36%)となっています。 高齢化に伴い、認知症や骨折、衰弱などの原因で介護を必要とする人が増え、認定率及び給付月額を押し上げています。 今後の対応策として、介護予防の強化と自立支援を軸とした施策を展開し、75歳以上の後期高齢者の健康増進を図っていきます。	①要介護認定率:15.9 % ②給付月額:28,330円	C

第5次山梨市行財政改革推進重点アクションプラン取組状況総括表

■重点推進目標１　将来を見据えた財政の改革

重点取組施策	番号	取組項目	担当課	年度	計画		実績				達成度
					取組内容	目標値	取組内容（上半期）	実績値	取組内容（全期）	実績値	
①財政の健全化対策	1-④	各会計の中長期財政計画の推進（活性化事業会計）	観光課	令和5年度	○令和6年度に向けての指定管理者制度移行準備等 ○利用料等の改定の検討 ○対象施設：市営3温泉	①料金改定：未改定 ②指定管理者制度導入：未導入	○料金改定は、案は作成済 ・12月議会での上程予定 ○指定管理者制度への移行準備中 ・会計や所管なども含め検討	①12月議会上程予定	①料金改定については、12月議会で条例改正上程 R6.4月より料金改訂による運営開始	①料金改定：R6.4改定 ②指定管理者制度導入：未導入 ※今後の予定　R6：料金改定後の状況把握、R7：指定管理者選定、R8指定管理開始	A
				令和6年度	○指定管理者制度による運営 ○対象施設：市営3温泉	①料金改定：改定 ②指定管理者制度導入：導入	○本年度4月より料金改定実施 ・事前周知（広報や館内掲示等）をした ・上半期の収益は前年度より増 ○指定管理者制度は、関係機関と協議中 ・指定管理の前に、一般と特別の会計区分の整理が必要か ・今後、関係課と協議を進める予定	①改定済（R6.4月より運用） ②未定	○本年度4月より料金改定実施 ・全期として収益は前年度より増 ○指定管理者制度について 移行検討前段階として以下のことを整理するための準備 ・市営温泉のあり方（観光目的？健康福祉？）→設置管理条例の内容について調査 ・特別会計から一般会計への移行の可否検討	①改定済（R6.4月より運用） ②次年度、関係課による温泉のあり方検討を進めるための準備を進めた。	B
				令和7年度	―		・市営温泉のあり方（観光？健康福祉？） →設置管理条例の内容について調査 ・特別会計から一般会計への移行の可否検討 ➤令和10年度指定管理に向け所管課及び会計について検討	温泉の設置目的および所管について、関係課と協議。 一般会計への移行について、設置目的の変更が必須か更に研究が必要。	・市営温泉のあり方（観光か、健康福利厚生か） →設置管理条例の内容について調査 ・特別会計から一般会計への移行の可否検討	市営温泉の収支の推移、利用客の市内外の内訳等を集計・分析。 温泉会計への一般会計への移行や、所管替えについて課としての考えを市長打ち合わせ時に提案。 その後、COO会議にて協議。	判定対象外
	1-⑤	各会計の中長期財政計画の推進（国保会計）	健康増進課	令和5年度	○総務費の削減：職員の意識改革、業務の効率化を図る。 ○医療費適正化：・ジェネリック医薬品利用推進：広報での周知。差額通知の発送（年4回）。イベントでの啓発活動。市内保育園児・保護者を対象とした啓発。国の数値目標80%・第三者行為の把握：国保連合会からの情報にて医療機関等と事実確認、及び国保連合会と連携して求償事務。・1人当たりの医療費の上昇抑制：医療費通知の発送（年6回）。柔整療養費適正化通知の発送（年4回）。健康増進課での健康推進。	職員給与費、事務費:48,000千円	○総務費の削減：業務の効率化による超過勤務等経費の削減 ○医療費適正化： ・ジェネリック医薬品利用推進：広報での周知、差額通知の発送（年4回のうちの2回実施）、子どもフェスティバルでの啓発活動、市内保育園児・保護者を対象とした啓発 ・第三者行為の把握：国保連合会からの情報にて医療機関等と事実確認、国保連合会と連携して求償事務 ・1人当たりの医療費の上昇抑制：医療費通知の発送（年6回のうち3回実施）、柔整療養費適正化通知の発送（年4回予定のうち1回実施）	―	○総務費の削減：業務の効率化による超過勤務等経費の削減 ○医療費適正化： ・ジェネリック医薬品利用推進：広報での周知、差額通知の発送（年4回実施）、子どもフェスティバルでの啓発活動、市内保育園児・保護者を対象とした啓発 ・第三者行為の把握：国保連合会からの情報にて医療機関等と事実確認、国保連合会と連携して求償事務 ・1人当たりの医療費の上昇抑制：医療費通知の発送（年6回実施）、柔整療養費適正化通知の発送（年2回実施）	○職員給与費、事務費：45,537千円 （R6.5.31時点）	A
				令和6年度	○総務費の削減：職員の意識改革、業務の効率化を図る。 ○医療費適正化：・ジェネリック医薬品利用推進：広報での周知。差額通知の発送（年4回）。イベントでの啓発活動。市内保育園児・保護者を対象とした啓発。国の数値目標80%・第三者行為の把握：国保連合会からの情報にて医療機関等と事実確認、及び国保連合会と連携して求償事務。・1人当たりの医療費の上昇抑制：医療費通知の発送（年6回）。柔整療養費適正化通知の発送（年4回）。健康増進課での健康推進。	職員給与費、事務費:48,000千円	○総務費の削減：業務の効率化による超過勤務等経費の削減 ○医療費適正化： ・ジェネリック医薬品利用推進：広報での周知、差額通知の発送（年4回のうちの2回実施） ・第三者行為の把握：国保連合会からの情報にて医療機関等と事実確認、国保連合会と連携して求償事務 ・1人当たりの医療費の上昇抑制：医療費通知の発送（年6回のうち3回実施）、柔整療養費適正化通知の発送（年4回予定のうち1回実施）	―	○総務費の削減：業務の効率化による超過勤務等経費の削減 ○医療費適正化： ・ジェネリック医薬品利用推進：ジェネリック医薬品使用率が90%を超えており、令和6年10月から後発医薬品のある先発医薬品の選定療養が開始された。広報での周知、差額通知の発送（年4回実施）は引き続き継続。 ・第三者行為の把握：国保連合会からの情報にて医療機関等と事実確認、国保連合会と連携して求償事務を継続。 ・1人当たりの医療費の上昇抑制：医療費通知の発送（年6回実施）、柔整療養費適正化通知の発送（年2回実施）	○職員給与費、事務費：50,553千円 （R7.3.31時点） （10/10国庫補助金5,360千円※を含むため45,193千円となる） ※マイナンバーと保険証の一体化に係るシステム回収分	A
				令和7年度	○総務費の削減：職員の意識改革、業務の効率化を図る。 ○医療費適正化：・ジェネリック医薬品利用推進：広報での周知。差額通知の発送（年4回）。イベントでの啓発活動。市内保育園児・保護者を対象とした啓発。国の数値目標80%・第三者行為の把握：国保連合会からの情報にて医療機関等と事実確認、及び国保連合会と連携して求償事務。・1人当たりの医療費の上昇抑制：医療費通知の発送（年6回）。柔整療養費適正化通知の発送（年4回）。健康増進課での健康推進。	職員給与費、事務費:48,000千円	○総務費の削減：業務の効率化による超過勤務等経費の削減 ○医療費適正化： ・ジェネリック医薬品利用推進：広報での周知、差額通知の発送（年4回のうちの2回実施） ・第三者行為の把握：国保連合会からの情報にて医療機関等と事実確認、国保連合会と連携して求償事務 ・1人当たりの医療費の上昇抑制：医療費通知の発送（1月実施予定）、柔整療養費適正化通知の発送（年4回予定のうち1回実施）	・ジェネリック使用率10月末現在94.1% ➤昨年度　85.87% ・第三者行為求償額10月末現在7,253,422円 ➤今年度、大規模第三者行為があったため医療費減	○総務費の削減：業務の効率化による超過勤務等経費の削減。 令和6年12月から保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とした仕組みに移行されたため、「資格情報のお知らせ」は普通郵便での発送とし、「資格確認書」のみ特定記録での発送としたため、郵送料削減。 ○医療費適正化： ・ジェネリック医薬品利用推進：ジェネリック医薬品使用率は90%を超えている。令和6年10月から後発医薬品のある先発医薬品の選定療養が開始された。広報での周知、差額通知の発送（年4回実施）は引き続き継続している。 ・第三者行為の把握：国保連合会からの情報にて医療機関等と事実確認、国保連合会と連携して求償事務を継続。 ・1人当たりの医療費の上昇抑制：医療費通知の発送（令和7年度から年2回実施）、柔整療養費適正化通知の発送（年2回実施）	○職員給与費、事務費：56，028千円 （R8．5月末）	C
	1-⑥	各会計の中長期財政計画の推進（後期会計）	健康増進課	令和5年度	総務費の削減：職員の意識改革、業務の効率化を図り、経費上昇を抑える。	事務費：10,500千円	○総務費の削減：業務の効率化による経費上昇の抑制	―	総務費の削減：業務効率化により、経費上昇を抑制。 ・令和4年度から保険証の送付方法を見直し、簡易書留から特定記録に変更した。1通あたり160円削減ができ、配達時不在でも郵便受けに投函されることにより、市民の利便性が向上した。 ・健診事業を推進。健診事業費の増により事務費及び繰入額は上昇するが、受診者の増により将来的な医療費の削減につなげるものである。令和5年度から発送用の封筒裏面にて健診受診の啓発を行った。	○事務費繰入額：15,597千円 （総務費4,862千円、保健事業費18,389千円、R6.5.31時点）	C
				令和6年度	総務費の削減：職員の意識改革、業務の効率化を図り、経費上昇を抑える。	事務費：10,500千円	○総務費の削減：業務の効率化による経費上昇の抑制	―	総務費の削減：業務効率化により、経費上昇を抑制。 ・令和4年度から保険証の送付方法を見直し、簡易書留から特定記録に変更したため、1通あたり160円の削減、配達時不在でも郵便受けに投函されることにより、市民の利便性が向上し、事務処理負担も軽減された。 ・健診事業を推進。健診事業費の増により事務費及び繰入額は上昇するが、受診者の増により将来的な医療費の削減につなげるものである。令和5年度からの発送用の封筒裏面にて健診受診の啓発を継続して行っている。	○事務費繰入額：16,205千円 （総務費3,234千円、保健事業費12,970千円、R7.3.31時点）	C
				令和7年度	総務費の削減：職員の意識改革、業務の効率化を図り、経費上昇を抑える。	事務費：10,500千円	後期高齢者の集団検診受診者及び人間ドック受診者増加に伴い、 保険事業費の増となっている。	事務費：20,548千円 ➤国保から後期への移行者増加の伴い、保険事業費の増・総務費については、899万円と変化なし	総務費の削減：業務効率化により、経費上昇を抑制。 ・令和4年度から保険証の送付方法を見直し、簡易書留から特定記録に変更したため、1通あたり160円の削減、配達時不在でも郵便受けに投函されることにより、市民の利便性が向上し、事務処理負担も軽減された。令和7年度年次更新時は全ての被保険者に資格確認書を郵送したが、マイナ保険証利用者分のかかり増し費用については後期高齢者医療広域連合より補助金として交付されている。 ・健診事業を推進。健診事業費の増により事務費及び繰入額は上昇するが、受診者の増により将来的な医療費の削減につなげるものである。令和5年度からの発送用の封筒裏面にて健診受診の啓発を継続して行っている。	○事務費繰入額：17，171千円 （総務費7，593千円、保健事業費20，894千円、R8.5月末）	C

第5次山梨市行財政改革推進重点アクションプラン取組状況総括表

■重点推進目標１　将来を見据えた財政の改革

重点取組施策	番号	取組項目	担当課	年度	計画		実績				達成度
					取組内容	目標値	取組内容（上半期）	実績値	取組内容（全期）	実績値	
①財政の健全化対策	2-①	地方公営企業の健全財政の堅持（水道事業会計）	上下水道課	令和5年度	○料金改定の実施 ○漏水調査の実施（漏水箇所の特定） ○漏水管路等の修繕及び更新	①料金改定：実施 ②有収率（有収水量/総配水量）：71.2%	○水道審議会：令和6年度の料金改定実施に向け検討 ○漏水調査の実施（漏水箇所の特定及び修繕）	①令和5年度：未実施 ②68.39%（R5.9末）	○12月議会に料金改定にかかる改正条例を上程、可決 ○漏水調査の実施 八幡地区　100箇所の制水弁等の音聴調査によるスクリーニングの結果、流水音を確認した5か所において相関式漏水探知機・漏水発見機により詳細調査実施し、1箇所の漏水修繕対応、その他は、位置は特定できなかったが、老朽化による漏水の可能性が高いため布設替えの検討 ○漏水管路等の修繕及び更新 配水管等修繕32箇所（上水21、簡水11） 給水管修繕75箇所（上水60、簡水15）	①料金改定：R6.6改定 ②70.04%	B
				令和6年度	○漏水調査の実施（漏水箇所の特定） ○漏水管路等の修繕及び更新	②有収率（有収水量/総配水量）：71.6%	○漏水調査及び漏水管路の修繕の実施	②68.91%（R6.9末）	○漏水調査の実施 日川地区内にある93箇所の制水弁等を対象に音調調査を実施したところ、いずれの箇所からも流水音がなかったため、本調査実施時点において、漏水は認められなかった。 ○漏水管路の修繕 ・配水管修繕：20箇所（上水：16｜簡水：4） ・給水管修繕：63箇所（上水：52｜簡水：11）	②70.31%	B
				令和7年度	○漏水調査の実施（漏水箇所の特定） ○漏水管路等の修繕及び更新	②有収率（有収水量/総配水量）：74.1%	○漏水調査及び漏水管路の修繕の実施	②69.20%（R7.9末）	○漏水調査の実施 後屋敷地区内にある昭和・平成に休止・廃止となった88箇所の水道メーター及びメーター周辺の状況を調査及び確認を行った結果、調査及び確認の実施時点において、いずれの箇所からも漏水は認められなかった。 ○衛星を活用した水道管路の漏水調査の実施 県内8市で共同発注を行い、市内の配水管・給水管・送水管・導水管を対象に調査を行った結果、市内では漏水の疑いがある地点が126箇所であった。 ○漏水管路の修繕 ・配水管修繕：23箇所（上水：21｜簡水：2） ・給水管修繕：62箇所（上水：52｜簡水：10） 【達成できなかった理由】 ・衛星を活用した調査結果に基づいた地上調査を予定していたが、未実施（R8年度実施）のため漏水箇所の発見に至っていない。 ・各配水区域において新たな漏水が発生し、調査を実施しているが漏水箇所の発見に至っていない。 【今後の対応策】 衛星を活用した漏水箇所データを活用し、地上での漏水調査業務委託を執行（R8年度は、上神内川の一部を実施）。また、技術職員による漏水調査を並行して継続実施し、各配水区域に潜在する漏水の撲滅に務める。	②70.25%	C
	2-②	地方公営企業の健全財政の堅持（公共下水道事業会計）	上下水道課	令和5年度	○加入促進強化（戸別訪問・接続指導・広報活動）の実施	①料金改定：未実施 ②水洗化率：82.0%	○取組み無し	—	○下水道加入促進のための戸別訪問・接続指導108戸 ○広報による周知 ○新規供用開始世帯への説明	①料金改定：未実施 ②水洗化率：82.1%	A
				令和6年度	○加入促進強化（戸別訪問・接続指導・広報活動）の実施 ○料金改定に係る水道事業審議会実施	①料金改定：未実施 ②水洗化率：82.9%	○イベント出店による広報活動	—	○イベント出店による広報活動 ○新規供用開始地区の世帯への説明	①料金改定：未実施 ※R4に改定実施 ※経営状況等により改定を検討 ②水洗化率：82.0%	B
				令和7年度	○加入促進強化（戸別訪問・接続指導・広報活動）の実施 ○料金改定実施	①料金改定：実施 ②水洗化率：83.8%	○イベント出店による広報活動 ○工事区域への説明・啓発活動	①料金改定未実施 ②水洗化率：82.1%	①料金改定については、。経済状況等も踏まえつつ水道料金改定時期との調整を検討することとした ②加入促進強化活動 ○イベント出店による広報活動 ○新規供用開始（工事）地区の世帯への説明	①料金改定：水道料金改定時期との調整を検討 ※R4に改定実施 ※経済・経営状況等により改定を検討 ②水洗化率：82.9%	B

第5次山梨市行財政改革推進重点アクションプラン取組状況総括表

■重点推進目標１　将来を見据えた財政の改革

重点取組施策	番号	取組項目	担当課	年度	計画		実績				達成度
					取組内容	目標値	取組内容（上半期）	実績値	取組内容（全期）	実績値	
	2-③	地方公営企業の健全財政の堅持（病院事業会計）	健康増進課	令和5年度	○オンライン訪問診療車の整備	①指定管理者制度：継続 ②病床利用率：60% ③在宅訪問診療件数（オンライン件数含む）：5,500件	○令和5年5月1日付で山梨トヨペット㈱と物品売買契約締結。 ○8月にベース車両が山梨トヨペット㈱に納品され、現在、仕様に基づき架装実施中	①指定管理者制度：継続 ②病床利用率：51.2% ③在宅訪問診療件数（オンライン件数含む）：2,443件	○令和6年3月1日　オンライン訪問診療車納品。 ○令和6年2月26日　架装医療機器納品。 ○令和6年3月3日　　指定管理者である山梨厚生会（市立牧丘病院）において、運行開始。	①指定管理者制度：継続 ②病床利用率：51.4% ③在宅訪問診療件数（オンライン件数含む）：4,732件	C
				令和6年度	○オンライン訪問診療車の運行 ○「山梨市地域医療戦略」策定開始	①指定管理者制度：継続 ②病床利用率：60% ③在宅訪問診療件数（オンライン件数含む）：5,500件	○令和6年3月にオンライン訪問診療車が導入され、能登半島への被災地支援や出前講座・ふらっとよりみち相談会等での導入周知やオンライン診療の説明を、38回実施。 ○オンライン診療に係るスタッフとして、令和6年9月から医療ソーシャルワーカーを配置、11月から訪問診療車に乗車する看護師も配置され、本格的にオンラインによる訪問診療を実施していく。	①指定管理者制度：継続 ②病床利用率：48.0% ③在宅訪問診療件数（オンライン件数含む）：2,278件	○令和6年3月にオンライン訪問診療車が導入され、能登半島への被災地支援や出前講座・ふらっとよりみち相談会等での導入周知やオンライン診療の説明等、年間46回実施。 ○オンライン診療に係るスタッフとして、令和6年9月から医療ソーシャルワーカーを配置、11月から訪問診療車に乗車する看護師も配置され、本格的にオンラインによる訪問診療を実施していくための準備実施中。 ○山梨市地域医療戦略　計画策定に関する審議会等の開催 指定管理者連絡会　　2回開催 山梨市医療政策庁内検討会　2回開催 山梨市医療政策審議会　　2回開催 山梨市地域医療懇談会　牧丘、三富、山梨各地区で開催　計3回	①指定管理者制度：継続 ②病床利用率：49.8% ③在宅訪問診療件数：4,635件	C
				令和7年度	○オンライン訪問診療車の運行 ○「山梨市地域医療戦略」策定 ○病床数の削減、病床機能転換の検討	①指定管理者制度：継続 ②病床利用率：70% ③在宅訪問診療件数（オンライン件数含む）：5,500件	○令和7年4月28日にオンライン訪問診療車によるオンライン診療を開始し、上半期で延べ87人が受診している。ふらっとよりみち相談会等でのオンライン診療の周知活動も継続的に実施している。 ○山梨市地域医療戦略策定については、令和6年度から引き続きコンサルティング業者として山梨中銀経営コンサルティング株式会社に、現況分析や収支シュミレーション等の一部業務を委託し実施している。 　令和7年度は、10月に庁内検討会議、12月に医療政策審議会の開催を予定している。 ○9月議会において、第1次地域医療戦略の計画に基づき、病床数を30床から24床に削減を実施した。病床機能転換については、医療状況等を注視し、指定管理者等と検討を継続している。	①指定管理者制度：継続 ②病床利用率：50.3% ③在宅訪問診療件数（オンライン件数含む）：2,686件（うち、オンライン87件）	○令和7年4月28日にオンライン訪問診療車によるオンライン診療を開始し、延べ239人が受診している。ふらっとよりみち相談会等でのオンライン診療の周知活動も継続的に実施した。 ○山梨市地域医療戦略策定については、令和6年度から引き続きコンサルティング業者として山梨中銀経営コンサルティング株式会社に、現況分析や収支シュミレーション等の一部業務を委託し実施した。 ○9月議会において、第1次地域医療戦略の計画に基づき、病床数を30床から24床に削減を実施した。病床機能転換については、医療状況等を注視し指定管理者等と検討を継続している。	①指定管理者制度：継続 ②病床利用率：52.0% ③在宅訪問診療件数（オンライン件数含む）：5,485件（うち、オンライン239件）	B
②財源の確保と新たな財源の創出	3-①	市税の収納率の向上対策	税務課	令和5年度	○ 課税年度内の滞納処分に重点をおき、現年度課税分収入未済金を削減する。 ○ 滞納者リストから滞納整理未着手者の抽出を行い、早期の催告及び滞納処分を実施する。 ○ 口座振替の加入促進や、新たなキャッシュレス決済の推進など、納付方法の多様化を図る。	別表	○各種財産調査、滞納処分の実施 ○口座振替加入促進啓発 ○統一QRコードによる多様な納付方法の導入	別表	○各種財産調査、滞納処分の実施 ○口座振替加入促進啓発 ○市民課窓口デジタルサイネージで周知 ○統一QRコードによる多様な納付方法の導入	別表	B
				令和6年度	○ 課税年度内の滞納処分に重点をおき、現年度課税分収入未済金を削減する。 ○ 滞納者リストから滞納整理未着手者の抽出を行い、早期の催告及び滞納処分を実施する。 ○ 口座振替の加入促進や、新たなキャッシュレス決済の推進など、納付方法の多様化を図る。	別表	○各種財産調査（1,000件）、滞納処分（差押え、24件）の実施 ○口座振替加入促進啓発：デジタルサイネージ掲載、窓口での現金納付者へのキャッシュレス・口座振替推奨チラシの配布 ○納期限の周知：広報掲載、デジタルサイネージ掲載 ○統一QRコードによる納付方法導入（窓口・コンビニ納付、指定金融機関以外の金融機関からの振込、クレジットカード納付、スマホ決済、QRコードを利用した納税件数：約10,000件）	別表	○各種財産調査、滞納処分（差押え）の実施 ・インターネット上で各金融機関に8,005件の照会を行い財産の有無を精査し、預金差押えを105件行う。 ・不動産公売を行い1件滞納金を完納した。 ・捜索差押動産公売を3件行う。 ・滞納者との分納誓約書を約120件取り交す。 ○口座振替加入促進啓発 ・駅前デジタルサイネージに口座振替促進内容を6回掲載 ・窓口に現金納付に来る市民に対しキャッシュレス・口座振替推奨チラシを50枚程度配布 ○市税全体の納期限の周知（納期限月広報掲載） ・市民課デジタルサイネージ及び駅前デジタルサイネージにおいて期限内納付PRを常時掲載 ・納期限月に広報に納期限を周知する内容を11回掲載 ○統一QRコードによる納付方法導入 ・従前の窓口・コンビニ納付の他、山梨市の指定金融機関以外の金融機関からの振込やクレジットカード納付、スマホ決済が可能となった。（税目：市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）利便性の向上を図る。	別表	B
				令和7年度	○ 課税年度内の滞納処分に重点をおき、現年度課税分収入未済金を削減する。 ○ 滞納者リストから滞納整理未着手者の抽出を行い、早期の催告及び滞納処分を実施する。 ○ 口座振替の加入促進や、新たなキャッシュレス決済の推進など、納付方法の多様化を図る。	別表	○各種財産調査、滞納処分（差押え）の実施 ・インターネット上で各金融機関に2，006件の照会を行い財産の有無を精査し、預金差押えを38件行う。 ・捜索差押を5件行う。 ・滞納者との分納誓約書を39件取り交す。 ○口座振替加入促進啓発 ・駅前デジタルサイネージに口座振替促進内容を掲載 ・窓口に現金納付に来る市民に対しキャッシュレス・口座振替推奨チラシを30枚程度配布 ○市税全体の納期限の周知（納期限月広報掲載） ・市民課デジタルサイネージ及び駅前デジタルサイネージにおいて期限内納付PRを常時掲載 ・納期限月に広報に納期限を周知する内容を掲載 ○統一QRコードによる納付方法導入 ・従前の窓口・コンビニ納付の他、山梨市の指定金融機関以外の金融機関からの振込やクレジットカード納付、スマホ決済が可能となった。（税目：市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）利便性の向上を図る。	別表	○各種財産調査、滞納処分（差押え）の実施 ・インターネット上で各金融機関に5，380件の照会を行い財産の有無を精査し、預金差押えを112件行う。 ・不動産公売を行い1件滞納金を完納した。 ・滞納者との分納誓約書を約100件取り交す。 ○口座振替加入促進啓発 ・駅前デジタルサイネージに口座振替促進内容を5回掲載 ・窓口に現金納付に来る市民に対しキャッシュレス・口座振替推奨チラシを配布50枚程度配布 ○市税全体の納期限の周知（納期限月広報掲載） ・市民課デジタルサイネージ及び駅前デジタルサイネージにおいて期限内納付及びeL-TAX納付PR常時掲載（3回） ・納期限月に広報に納期限を周知する内容等を12回掲載 ・子どもフェスティバル会場において大型ディスプレイにより、QRコードで簡単キャッシュレス決済動画を放映 ○統一QRコードによる納付方法導入 ・従前の窓口・コンビニ納付の他、山梨市の指定金融機関以外の金融機関からの振込やクレジットカード納付、スマホ決済が可能となった。（税目：市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）利便性の向上を図る。	別表	B

第5次山梨市行財政改革推進重点アクションプラン取組状況総括表

■重点推進目標１　将来を見据えた財政の改革

重点取組施策	番号	取組項目	担当課	年度	計画		実績				達成度
					取組内容	目標値	取組内容（上半期）	実績値	取組内容（全期）	実績値	
	4-①	保険料、公共料金等の収納率の向上対策（介護保険料：普通徴収）	高齢者・介護支援課	令和5年度	納期ごとの督促状の発布とは別に年間の未納のお知らせを発布し納付を促す。また未納者、滞納者に対して介護保険制度の趣旨や滞納に伴う給付制限等のデメリットについて説明し、さらに保険料の納付を呼びかける。税務課や福祉課等関係部署と連携をとり、必要に応じて訪問による面接相談等、収納率向上の方策実施を組織的に進める。	①現年分普通徴収徴収率：88.2% ②滞納繰越分普通徴収徴収率：22.0%	○督促状の発布とは別に年間の未納のお知らせを発布 ○未納者、滞納者に対して介護保険制度の趣旨や滞納に伴う給付制限等のデメリットについて説明 ○税務課や福祉課等関係部署と連携（訪問による面接相談等）	①現年分普通徴収徴収率：49.2% ②滞納繰越分普通徴収徴収率：10.0%	○督促状の発布とは別に年間の未納のお知らせを発布 ○未納者、滞納者に対して介護保険制度の趣旨や滞納に伴う給付制限等のデメリットについて説明 ○税務課や福祉課等関係部署と連携（訪問による面接相談等）	①現年分普通徴収徴収率：91.8% ②滞納繰越分普通徴収徴収率：19.5%	B
				令和6年度	納期ごとの督促状の発布とは別に年間の未納のお知らせを発布し納付を促す。また未納者、滞納者に対して介護保険制度の趣旨や滞納に伴う給付制限等のデメリットについて説明し、さらに保険料の納付を呼びかける。税務課や福祉課等関係部署と連携をとり、必要に応じて訪問による面接相談等、収納率向上の方策実施を組織的に進める。	①現年分普通徴収徴収率：88.5% ②滞納繰越分普通徴収徴収率：22.0%	○督促状の発布とは別に年間の未納のお知らせを発布 ○未納者、滞納者に対して介護保険制度の趣旨や滞納に伴う給付制限等のデメリットについて説明 ○令和5年度に滞納整理システム改修を行い税務課と連携した滞納処分を実施	①現年分普通徴収徴収率：48.71% ②滞納繰越分普通徴収徴収率：11.37%	○督促状の発布とは別に年間の未納のお知らせを発布 ○未納者、滞納者に対して介護保険制度の趣旨や滞納に伴う給付制限等のデメリットについて説明 ○税務課や福祉課等関係部署と連携（訪問による面接相談等）	①現年分普通徴収徴収率：92.5% ②滞納繰越分普通徴収徴収率：17.9%	B
				令和7年度	納期ごとの督促状の発布とは別に年間の未納のお知らせを発布し納付を促す。また未納者、滞納者に対して介護保険制度の趣旨や滞納に伴う給付制限等のデメリットについて説明し、さらに保険料の納付を呼びかける。税務課や福祉課等関係部署と連携をとり、必要に応じて訪問による面接相談等、収納率向上の方策実施を組織的に進める。	①現年分普通徴収徴収率：88.7% ②滞納繰越分普通徴収徴収率：22.0%	○督促状の発布とは別に催告書を発布 ○未納者、滞納者に対して介護保険制度の趣旨や滞納に伴う給付制限等のデメリットについて説明 ○令和5年度に滞納整理システム改修を行い税務課と連携した滞納処分を実施	①現年分普通徴収徴収率：55.58% ②滞納繰越分普通徴収徴収率：4.13% ➤例年通りの取組だが、徴収率に伸び悩む。下半期に向けて、注力する。	○督促状の発布（年9回、5月、8月、9月、10月、11月、12月、2月、3月、4月） ○年間の未納のお知らせを発布（令和7年9月、令和8年1月） ○未納者、滞納者に対して介護保険制度の趣旨や滞納に伴う給付制限等のデメリットについて説明	①現年分普通徴収徴収率：92.26% ②滞納繰越分普通徴収徴収率：16.26%	B
	4-②	保険料、公共料金等の収納率の向上対策（後期保険料：普通徴収）	健康増進課	令和5年度	税務課収納担当と情報共有等連携（短期証発行時納付相談等）。納期ごとの督促状の発布。電話にて滞納者への納付催告。広報による啓発。 75歳新規到達時、年次納付書発送時に口座振替へのお知らせ通知の同封。	①現年分収納率：99.51% ②滞繰分収納率：57.50%	○電話及び臨戸訪問による納付相談・催告の実施 ○広報による啓発 ○75歳新規到達時、年次納付書発送時に口座振替へのお知らせ通知を同封	①現年分収納率：34.25% ②滞納分収納率：44.38%	○税務課収納担当と情報共有等連携（短期証発行時納付相談等）。納期ごとの督促状の発布。 ○電話及び臨戸訪問による納付相談・催告の実施 ○広報による啓発 ○75歳新規到達時、年次納付書発送時に口座振替へのお知らせ通知を同封 ○納付義務者死亡等による不能欠損分処理。 （不能欠損処理前収入率48.26%）	①現年分収納率：98.03%（R6.5.31時点） ②滞繰分収納率：59.31%（R6.3.31時点 確定値）	B
				令和6年度	税務課収納担当と情報共有等連携（短期証発行時納付相談等）。納期ごとの督促状の発布。電話にて滞納者への納付催告。広報による啓発。 75歳新規到達時、年次納付書発送時に口座振替へのお知らせ通知の同封。	①現年分収納率：99.52% ②滞繰分収納率：57.75%	○電話及び臨戸訪問による納付相談・催告の実施 ○広報による啓発 ○75歳新規到達時、年次納付書発送時に口座振替へのお知らせ通知を同封	①現年分収納率：30.84% ②滞納分収納率：58.17%	○税務課収納担当と情報共有等連携（短期証発行時納付相談等）。納期ごとの督促状の発布。 ○電話及び臨戸訪問による納付相談・催告の実施 ○広報による啓発 ○75歳新規到達時、年次納付書発送時に口座振替へのお知らせ通知を同封 ○分納・納付誓約書により債務承認、時効を延長し、不納欠損の減額に繋げる。（不納欠損額　令和5年度526,189円、令和6年度239,570円）	①現年分収納率：98.74% （R7.3.31時点） ②滞繰分収納率：76.34% （R7.3.31時点）	B
				令和7年度	税務課収納担当と情報共有等連携（短期証発行時納付相談等）。納期ごとの督促状の発布。電話にて滞納者への納付催告。広報による啓発。 75歳新規到達時、年次納付書発送時に口座振替へのお知らせ通知の同封。	①現年分収納率：99.53% ②滞繰分収納率：58.00%	○電話及び臨戸訪問による納付相談・催告の実施 ○広報による啓発 ○75歳新規到達時、年次納付書発送時に口座振替へのお知らせ通知を同封	①現年分収納率：39.78% ②滞納分収納率：28.37%	○税務課収納担当と担当者打ち合わせを行い、情報共有等連携。 督促状、催告書の発送。 ○電話及び臨戸訪問による納付相談、分納誓約。 ○広報による啓発。 ○75歳新規年齢到達時、資格確認書発送時に口座振替の案内、口座振替依頼書を同封。 ○分納・納付誓約書により、時効の延長することにより、不能欠損の減額に繋げる。（不能欠損額　令和7年度　480,384円）	①現年分収納率：99.10% （R8.5月末時点） ②滞繰分収納率：49.69% （R8.3月末時点）	B
②財源の確保と新たな財源の創出	4-③	保険料、公共料金等の収納率の向上対策（保育料、副食費、利用料）	こども・子育て課	令和5年度	○児童手当の充当 ○督促状の発布 ○臨戸訪問（滞納整理）、分納誓約の確約 ○財産等の差押え、不納欠損処理	①保育料収納率（現年/過年）：99.50% / 52.00% ②副食費（現年）：100.00% ③学童クラブ利用料（現年）：99.85%	○児童手当の充当 ○督促状の発布 ○不能欠損処理 ※臨戸訪問等は年度後半の今後に実施予定	①97.17%/7.26% ②96.18% ③97.70%	○児童手当の充当 ○督促状の発布 ○不能欠損処理 ※臨戸訪問は未実施	①99.90%/15.20% ②98.30% ③99.56%	C
				令和6年度	○児童手当の充当 ○督促状の発布 ○臨戸訪問（滞納整理）、分納誓約の確約 ○財産等の差押え、不納欠損処理	①保育料収納率（現年/過年）：99.55% / 52.00% ②副食費（現年）：100.00% ③学童クラブ利用料（現年）：100.00%	○児童手当の充当 ○督促状の発布による滞納金の回収 ○分納誓約の確約	①99.20%/7.06% ②99.60% ③99.60%	○児童手当の充当 ○督促状の発布 ○不能欠損処理 ※臨戸訪問は未実施	①99.6%/9.87% ②99.7% ③99.8%	B
				令和7年度	○児童手当の充当 ○督促状の発布 ○臨戸訪問（滞納整理）、分納誓約の確約 ○財産等の差押え、不納欠損処理	①保育料収納率（現年/過年）：99.6% / 52.00% ②副食費（現年）：100.00% ③学童クラブ利用料（現年）：100.00%	○児童手当の充当 ○督促状の発布による滞納金の回収 ○滞納者面談による納入相談	①無償化/12.5% ②無償化 ③99.06%	○児童手当の充当 ○督促状の発布による滞納金の回収 ○滞納者面談による納入相談	①無償化/17.4% ②無償化 ③99.76%	B

第5次山梨市行財政改革推進重点アクションプラン取組状況総括表

■重点推進目標１　将来を見据えた財政の改革

重点取組施策	番号	取組項目	担当課	年度	計画		実績				達成度
					取組内容	目標値	取組内容（上半期）	実績値	取組内容（全期）	実績値	
	4-④	保険料、公共料金等の収納率の向上対策（給食費）	学校教育課	令和5年度	○臨戸訪問 ○児童手当の充当 ○学校との連携 ○不納欠損処理の検討	①現年収納率：100% ②滞納分収納率：10%	○臨戸訪問して、未納額の徴収 ○電話にて督促 ○児童手当の充当 ○就学支援費を充当 ○学校からも未納保護者へ連絡	①現年収納率：97.9% ②滞納分収納率：4%	○臨戸訪問して、未納額の徴収 ○電話にて督促 ○児童手当の充当 ○就学支援費を充当 ○学校からも未納保護者へ連絡	①現年収納率：99.9% ②滞納分収納率：6.5%	C
				令和6年度	○臨戸訪問 ○児童手当の充当 ○学校との連携 ○不納欠損処理	①現年収納率：100% ②滞納分収納率：10%	○臨戸訪問して未納額の納付依頼 ○児童手当の充当：10月分での充当を確約 ○学校との連携：4月～9月まで全額公費負担となったため対象者なし	①現年収納率：98.3% ②滞納分収納率：実績なし	○臨戸訪問して、未納額の徴収 ○電話にて督促 ○児童手当の充当	①現年収納率：公費負担 ②滞納分収納率：1%	C
				令和7年度	○臨戸訪問 ○児童手当の充当 ○学校との連携 ○不納欠損処理	①現年収納率：100% ②滞納分収納率：10%	○児童手当充当	○過年度分収納率：1%	○臨戸訪問 ○児童手当の充当 ○学校との連携 債権回収は困難な状況ではあるが、今後も臨戸訪問や電話催告、文書催告などを実施し債権回収に努めていく。同時に、債権回収困難な場合には、不納欠損処理を検討する。	①現年分収納率：－ ②滞納分収納率：3%	C
	4-⑤	保険料、公共料金等の収納率の向上対策（住宅使用料）	建設課	令和5年度	○滞納者に対しては、分納誓約書に基づき納付しているが、納付しない場合には、催告書送付、電話催告、臨戸訪問を実施し、納付しない状況が続く場合には、連帯保証人に対して、協力要請文書や催告書等の送付を行い納付を促す。 ○長期及び高額滞納者に対して法的措置を実施する。	①現年収納率：99.0% ②過年収納率：9.5%	○滞納者に対し、催告書送付、電話催告、臨戸訪問を実施 ○連帯保証人に対し、協力要請文書や催告書等を送付	①現年収納率：96.81% ②過年収納率：6.31%	○滞納者に対し、催告書送付、電話催告、臨戸訪問を実施 ○滞納者の状況によっては、福祉課 社会福祉担当に家計改善、就労準備等による生活の立て直しに関する支援を依頼 ○連帯保証人に対し、協力要請文書や催告書等を送付	①現年収納率：99.22% ②過年収納率：11.00%	A
				令和6年度	○滞納者に対しては、分納誓約書に基づき納付しているが、納付しない場合には、催告書送付、電話催告、臨戸訪問を実施し、納付しない状況が続く場合には、連帯保証人に対して、協力要請文書や催告書等の送付を行い納付を促す。 ○長期及び高額滞納者に対して法的措置を実施する。	①現年収納率：99.0% ②過年収納率：9.5%	○滞納者に対し、催告書送付、電話催告、臨戸訪問を実施 ○滞納者の状況によっては、福祉課 社会福祉担当または社会福祉協議会に家計改善、就労準備等による生活の立て直しに関する支援を依頼 ○連帯保証人に対し、協力要請文書や催告書等を送付	①現年収納率：88.49% ②過年収納率：4.00%	○滞納者に対し、催告書送付、電話催告、臨戸訪問を実施 ○滞納者の状況によっては、福祉課 社会福祉担当または社会福祉協議会に家計改善、就労準備等による生活の立て直しに関する支援を依頼 ○連帯保証人に対し、協力要請文書や催告書等を送付 ○私債権の権利放棄について、債権管理委員会において審議し、2件権利放棄適当の答申を受け処理を行った	①現年収納率：98.75% ②過年収納率：7.74%	B
				令和7年度	○滞納者に対しては、分納誓約書に基づき納付しているが、納付しない場合には、催告書送付、電話催告、臨戸訪問を実施し、納付しない状況が続く場合には、連帯保証人に対して、協力要請文書や催告書等の送付を行い納付を促す。 ○長期及び高額滞納者に対して法的措置を実施する。	①現年収納率：99.0% ②過年収納率：9.5%	○滞納者に対し、催告書送付、電話催告、臨戸訪問を実施し、高額滞納者2名から分納誓約書を徴収し分納を開始した ○滞納者の状況によっては、福祉課 社会福祉担当または社会福祉協議会に家計改善、就労準備等による生活の立て直しに関する支援を依頼 ○連帯保証人に対し、協力要請文書や催告書等を送付	①現年収納率：95.94% ②過年収納率：3.49%	○滞納者に対し、催告書送付、電話催告、臨戸訪問を実施し、滞納者のべ11名から分納誓約書を徴収し分納を開始した ○滞納者の状況によっては、福祉課 社会福祉担当または社会福祉協議会に家計改善、就労準備等による生活の立て直しに関する支援を依頼（内1名福祉課に相談の結果、生活保護受給） ○連帯保証人に対し、直接電話連絡、協力要請文書や催告書等を送付	①現年収納率：97.45% ②過年収納率：7.33%	B

第5次山梨市行財政改革推進重点アクションプラン取組状況総括表

■重点推進目標１　将来を見据えた財政の改革

重点取組施策	番号	取組項目	担当課	年度	計画		実績				達成度
					取組内容	目標値	取組内容（上半期）	実績値	取組内容（全期）	実績値	
②財源の確保と新たな財源の創出	4-⑥	保険料、公共料金等の収納率の向上対策（水道使用料）	上下水道課	令和5年度	○督促・納付誓約・給水停止等の厳格化による回収サイクルの構築・実施	①上水道使用料　現年分/過年分：99.60% / 95.70% ②簡易水道使用料　現年分/過年分：99.20% / 83.00%	○滞納整理マニュアルの策定及び実施	①現年97.34%　過年93.56%（R5.9末） ②現年97.05%　過年81.48%（R5.9末）	○滞納整理マニュアルの策定及び実施	①現年99.13%　過年95.59%（R6.5.31） ②現年98.92%　過年87.17%（R6.4.23）	B
				令和6年度	○督促・納付誓約・給水停止等の厳格化による回収サイクルの構築・実施	①上水道使用料　現年分/過年分：99.60% / 95.80% ②簡易水道使用料　現年分/過年分：99.20% / 84.00%	○滞納整理マニュアルの策定及び実施 ○督促状の送付、給水停止による回収サイクルの実施	R6.9現在 ①現年分97.06%　過年分93.34% ②現年分95.93%　過年分85.27%	○督促状の送付、給水停止による回収サイクルの実施	R7.5.31現在 ①上水道使用料　現年分/過年分：99.19% / 94.83% ②簡易水道使用料　現年分/過年分：98.80% / 88.35%	B
				令和7年度	○督促・納付誓約・給水停止等の厳格化による回収サイクルの構築・実施	①上水道使用料　現年分/過年分：99.60% / 95.90% ②簡易水道使用料　現年分/過年分：99.20% / 85.00%	○督促・納付誓約・給水停止等の厳格化による回収サイクルの実施	R7.9現在 ①現年分97.52%　過年分93.56% ②現年分97.17%　過年分86.93%	○督促状の送付、給水停止による回収サイクルの実施	R8.3.31現在 ①上水道使用料　現年分/過年分 89.54% /94.85% ②簡易水道使用料　現年分/過年分 88.30% / 88.20% R8.5.31現在 ①上水道使用料　現年分/過年分 99.17% / 95.00% ②簡易水道使用料　現年分/過年分 98.83% / 89.00%	B
	4-⑦	保険料、公共料金等の収納率の向上対策（下水道／浄化槽使用料）	上下水道課	令和5年度	○納付呼びかけの強化及び臨戸訪問の実施。 ○長期滞納者の財産の差押えを実施。	①下水道使用料：84.50%/ 83.50%　②下水道受益者負担金：98.80%/ 15.00%　③浄化槽使用料：99.46%/ 35.00% ④浄化槽受益者分担金：―%/ 65.00%	○滞納整理マニュアル策定中 ○未納者への督促を実施	【R5.9末現在】 ①下水道使用料：54.17%/ 72.61% ②下水道受益者負担金：77.09%/ 3.10%　③浄化槽使用料：93.23%/ 4.43%④浄化槽受益者分担金：―%/ 0.00%	○滞納整理マニュアル策定、実施 ○未納者への督促を実施	①下水道使用料：89.37%/ 81.71% ②下水道受益者負担金：97.49%/ 20.73%　③浄化槽使用料：99.09%/ 8.37%④浄化槽受益者分担金：―%/ 0.00%	C
				令和6年度	○納付呼びかけの強化及び臨戸訪問の実施。 ○長期滞納者の財産の差押えを実施。	①下水道使用料：84.80%/ 83.80%　②下水道受益者負担金：98.95%/ 20.00%　③浄化槽使用料：99.53%/40.00% ④浄化槽受益者分担金：―%/80.00%	○未納者への督促を実施	【R6.9末現在】 ①下水道使用料：69.60%/ 83.91% ②下水道受益者負担金：79.50%/ 3.87%　③浄化槽使用料：93.66% / 23.44%④浄化槽受益者分担金：―%/ 0.00%	○未納者への督促を実施	①下水道使用料：92.58%/84.73% ②下水道受益者負担金：98.56%/ 6.47% ③浄化槽使用料：99.11%/ 24.52% ④浄化槽受益者分担金：－%/ 0.00%	C
				令和7年度	○納付呼びかけの強化及び臨戸訪問の実施。 ○長期滞納者の財産の差押えを実施。	①下水道使用料：　85.10%/ 84.10%、②下水道受益者負担金：99.10%/ 25.00%　③浄化槽使用料：99.60%/ 45.00% ④浄化槽受益者分担金：―% /100%	○未納者への督促を実施	【R7.9末現在】 ①下水道使用料 ：82.07%/75.0% ②下水道受益者負担金 ：95.1%/ 0.8% ③浄化槽使用料 ：98.2%/ 27.6% ④浄化槽受益者分担金 ：―%/ 0.00%	○未納者への督促を実施 ○臨戸訪問の実施 【達成できなかった理由】 全滞納者への対応ができていないため 【今後の対応策】 未納者へ接触し、分納誓約等の対応を実施していく	R8.5.31現在 ①下水道使用料 現年　99.08%　/　過年93.71% ②下水道受益者負担金 現年　97.26%　/ 過年　22.22% ③浄化槽使用料 現年　98.93%/ 過年　32.82% ④浄化槽受益者分担金 過年　61.11%	B
	5-①	受益者負担の適正化	財政課	令和5年度	○使用料・手数料の算定方法の調査 ○使用料の免除・減免の適正運用の調査	①使用料・手数料の算定方法の調査：実施 ②使用料の免除・減免の適正運用の調査：実施	○対象となる使用料及び手数料を抽出 ※算定根拠の調査を下半期実施予定	―	○対象となる使用料及び手数料を抽出	①使用料・手数料の算定方法の調査：未実施 ②使用料の免除・減免の適正運用の調査：未実施	C
				令和6年度	○使用料・手数料の算定方法の検証 ○使用料の免除・減免の適正運用の検証	①使用料・手数料の算定方法の検証：実施 ②使用料の免除・減免の適正運用の検証：実施	○未実施	―	○未実施	①使用料・手数料の算定方法の調査：未実施 ②使用料の免除・減免の適正運用の調査：未実施 今後、使用料・手数料に関する考え方を策定し、基本方針に準じて各使用料等の見直しを検討する。	C
				令和7年度	~~○検証結果に基づいた改定~~	①使用料・手数料の算定方法の検証：実施 ②使用料の免除・減免の適正運用の検証：実施	○使用料・手数料の算定方法について、他市の状況等の調査を行い、ガイドライン策定に向けた準備	―	○使用料・手数料の算定方法について、他市の状況等の調査を行い、ガイドライン策定に向けた準備を行った 【達成できなかった理由】 ガイドラインの策定準備を行っていたため、検討に至れなかった 【今後の対応策】 ガイドラインを策定し、担当課に検討依頼を行う	①使用料・手数料の算定方法の検証：未実施 ②使用料の免除・減免の適正運用の検証：未実施	C

第5次山梨市行財政改革推進重点アクションプラン取組状況総括表

■重点推進目標１　将来を見据えた財政の改革

重点取組施策	番号	取組項目	担当課	年度	計画		実績				達成度
					取組内容	目標値	取組内容（上半期）	実績値	取組内容（全期）	実績値	
②財源の確保と新たな財源の創出	6-①	市有未利用財産の有効活用	管財課	令和5年度	○未利用市有地処分計画処分に基づき、未利用市有地を3件処分する。 ○売却可能な不要備品（車両等を含む）の確認を行う。 ○インターネットオークション等での未利用財産売却に係るガイドラインの策定	①11区画の土地売却処分件数：3件 ②インターネットオークション等での未利用財産売却に係るガイドラインの策定：策定	①処分に向け調査中 ②ガイドライン策定に向け調査研究中	―	○未実施	①売却物件0件 ②ガイドライン未策定	C
				令和6年度	○未利用市有地処分計画処分に基づき、未利用市有地を4件処分する。 ○売却可能な不要備品（車両等を含む）の確認を行う。 ○インターネットオークション等を活用し不要備品（車両等を含む）を売却する。	①11区画の土地売却処分件数：4件 ②インターネットオークション等での未利用財産の売却：不要備品売却	①処分に向け調査中 ②ガイドライン策定に向け調査研究中	―	○未実施 ※未利用地の処分については、過去入札を行っても応札がないことが多いため、入札の方法等を研究したいたが、他市の状況を調査する中で、各市ごとそれぞれに処分方法が違い、調査内容をまとめきることが出来なかったため。 ※他の自治体のガイドラインを研究したが、未利用地の処分も関係することから、調査内容をまとめることが出来なかったため。	①売却物件0件 ②ガイドライン未策定 未利用地処分計画が今年度で終了するため、R7年度中には未利用地の処分の方法（金額の設定等）について検討し、R8からの未利用地処分計画に反映する。それに絡めて、ガイドライン策定も検討する。	C
				令和7年度	○未利用市有地処分計画処分に基づき、未利用市有地を4件処分する。 ○インターネットオークション等を活用し不要備品（車両等を含む）を売却する。	①11区画の土地売却処分件数：4件 ②インターネットオークション等での未利用財産の売却：不要備品売却	①処分に向け調査中 ②ガイドライン策定中	―	○未実施 ※未利用地の処分については、過去入札を行っても応札がないことが多く、入札の方法等を研究したいたが、他市の状況を調査する中で、各市ごとそれぞれに処分方法が違い、調査内容をまとめきることが出来なかったため。 ※他の自治体のガイドラインを研究したが、未利用地の処分も関係することから、調査内容をまとめることが出来なかったため。	①売却物件0件 ②ガイドライン策定中 未利用地の処分の方法（金額の設定等）について検討し、R8からR12までの新たな計画をR8.3に策定した。これに基づき、R8い以降にガイドライン策定も検討する。	C
	6-②	市有未利用財産の有効活用	政策秘書課	令和5年度	課題解決に係り関係課の調整及び的確なトップダウン実施のための調整を行う。	個別遊休施設ごとの活用策検討に係る関係課調整：実施	○懸案に係る関係課等との調整 ・旧市役所庁舎跡地活用方針 ・旧牧丘第二小学校校舎・跡地活用方針 ・旧吉田邸活用方針 ・日下部児童センターあり方検討	―	○懸案に係る関係課等との調整 ・旧市役所庁舎跡地活用方針 ・旧牧丘第二小学校校舎・跡地活用方針 ・旧吉田邸活用方針 ・日下部児童センターあり方検討	○個別遊休施設ごとの活用策検討に係る関係課調整：実施	A
				令和6年度	課題解決に係り関係課の調整及び的確なトップダウン実施のための調整を行う。	個別遊休施設ごとの活用策検討に係る関係課調整：実施	○懸案に係る関係課等との調整 ・駅南口周辺整備構想	―	○懸案に係る関係課等との調整 ・駅南口周辺整備構想	○個別遊休施設ごとの活用策検討に係る関係課調整：実施	A
				令和7年度	課題解決に係り関係課の調整及び的確なトップダウン実施のための調整を行う。	個別遊休施設ごとの活用策検討に係る関係課調整：実施	○懸案に係る関係課等との調整 ・駅南口周辺整備構想 ➤ワークショップの開催	―	○懸案に係る関係課等との調整 ・駅南口周辺整備事業 ➤庁内検討委員会の開催 ➤基本方針の策定 ➤基本構想策定に向けた委託事業者選定	○駅南口周辺整備に係る関係課調整：実施	B
	6-③	市有未利用財産の有効活用	地域資源開発課	令和5年度	○「旧市役所跡地」整備内容の確定と整備費用の概算提示及び実施設計への移行 ○「旧牧丘第二小学校」について、地元住民・関係団体・NPO法人と庁内関係課との調整及び事業内容の確定	グランドデザインに掲げる市有未利用地の活用策の検討（対象施設数：4施設）：2施設	○「旧市役所跡地」のレイアウト案及び概算事業費を算出 ○実施設計に向け、パブリックコメントなど準備中 ○「旧牧丘第二小学校」：地域住民で構成する運営組織のNPO法人化を準備中。	―	○「旧市役所跡地」の整備に向けて、委託による設計業務を発注した。 ○多目的広場などに関してパブリックコメントを実施した。 （R5.11.1～R5.11.30、意見提出者：10人） ○「旧牧丘第二小学校」は、地域住民の運営組織の立ち上げが進まず、庁内・関係団体と未調整となっている。	○グランドデザインに掲げる市有未利用地の活用策の検討（対象施設数：4施設）：1施設（旧市役所跡地）	C
				令和6年度	○牧丘市有林等の森林活用について具体的な事業手法を提案	グランドデザインに掲げる市有未利用地の活用策の検討（対象施設数：4施設）1施設	○旧牧丘第二小学校 地域住民で構成されるNPO法人「橋上まちづくりの会」（令和6年7月22日設立）と令和7年度事業実施に向けて協議 施設活用に関する協議書類を文部科学省へ提出予定 ○牧丘市有林等の森林活用 農林課をはじめとする関係課との協議及び具体的な事業手法の検討予定	―	○旧牧丘第二小学校 NPO法人と小学校の賃貸借契約について協議中だが、賃借料について折り合いがつかず、これまで通り使用の都度管財課に使用申請することになった。 ○牧丘市有林等の森林活用 農林課はじめ関係課との協議のなかで、市有林の一部がライオンの森Ⅱとして活用されている。	○グランドデザインに掲げる市有未利用地の活用策の検討（対象施設数：4施設）：1施設（牧丘市有林等の森林活用）	A
				令和7年度	○笛川小柳平分校活用について具体的な事業手法を提案	グランドデザインに掲げる市有未利用地の活用策の検討（対象施設数：4施設）1施設	○笛川小学校柳平分校は、近隣住民から借地をしている。地主との話し合いにおいて、学校として残してほしいとの強い思いがある。また、再度、開校について検討してほしいとの話を学校教育課でも受けている。 ➤グランドデザインからは、「学校機能を維持しながら活用策を検討」とあるため、上記理由では検討できない理由にはならない。現課で改めて今後を検討していただく。	―	○旧牧丘第二小学校 NPO法人と小学校の利活用について改めて協議を開始しこれまでの一時使用に加え具体的な事業活用の検討を始めている ○牧丘市有林等の森林活用 農林課はじめ関係課との協議のなかで、市有林の一部がライオンの森Ⅱとして活用されている。 ○笛川小学校柳平分校については新たに笛川学園が開校になったことを踏まえ施設の位置づけを確認、乙女湖で開催されているイベントと併せた活用について協議する。 ○柳平分校については、活用策の検討ができなかった。	○グランドデザインに掲げる市有未利用地の活用策の検討（対象施設数：4施設）：2施設（旧牧丘第二小・牧丘市有林等の森林活用）	C

第5次山梨市行財政改革推進重点アクションプラン取組状況総括表

■重点推進目標１　将来を見据えた財政の改革

重点取組施策	番号	取組項目	担当課	年度	計画		実績				達成度
					取組内容	目標値	取組内容（上半期）	実績値	取組内容（全期）	実績値	
③公共施設の管理運営経費の縮減	7-①	公共施設マネジメント計画の推進	財政課	令和5年度	○エリアマネジメントの推進・実施 ○適正化に向けた組織の横断的な調整	①総延床面積：203,000㎡ ②エリアマネジメントの実施：実施	○進捗管理及び修繕量把握のため関係課に調査を依頼 ○あり方検討等の部隊的スケジュール作成を依頼 ○エリアマネジメント：関係課への現状調査の調査票を作成	―	○進捗管理及び修繕量についての調査 ○あり方検討等の具体的スケジュールのとりまとめ ○岩手地区のエリアマネジメントについて関係課へ現状の調査を行った。	①総延床面積202，926㎡ ②エリアマネジメント実施無し	C
				令和6年度	○エリアマネジメントの推進・実施 ○適正化に向けた組織の横断的な調整	①総延床面積：203,000㎡ ②エリアマネジメントの実施：実施	○岩手地区に所在する公共施設について、現状の確認 ○公共施設マネジメント計画見直しのため、所管課へ進捗調査の実施、課題抽出	―	○岩手地区に所在する公共施設について、現状の確認 ○公共施設マネジメント計画見直しのため、所管課へ進捗調査の実施、課題抽出	①総延床面積202，230㎡ ②エリアマネジメント所管課へ進捗状況の調査実施	C
				令和7年度	○エリアマネジメントの推進・実施 ○適正化に向けた組織の横断的な調整	①総延床面積：203,000㎡ ②エリアマネジメントの実施：実施	○岩手地区に公共施設がある所管課で今後の方針について打ち合わせの実施	―	○岩手地区に公共施設がある所管課で今後の方針について打ち合わせを実施した。打ち合わせの結果、庁内で政策的な検討を行った上で地域との意見交換に望むべきと判断し、エリアマネジメント実施を見送った。 今後、庁内での検討を完了し、エリアマネジメント実施していく	①202,168㎡ ②関係所管課で各施設の現状、課題を共有した	C
	8-①	民間資金（PFI／PPP）の活用	政策秘書課・財政課	令和5年度	官民の役割及び民間資金活用に係る有効性・必要性の庁内共有	対象事業における的確な民間資金の活用：活用	○サービス調達型PFIに関する情報収集 ○ウォーターPPPに関する情報収集	―	○サービス調達型PFIに関する情報収集 ○ウォーターPPPに関する情報収集	○対象事業における的確な民間資金の活用：対象事業なし	判定対象外
				令和6年度	官民の役割及び民間資金活用に係る有効性・必要性の庁内共有	対象事業における的確な民間資金の活用：活用	○対象となる候補事業の選定 ○他自治体における活用動向の把握	―	○対象となる候補事業の選定 ○他自治体における活用動向の把握	○対象事業における的確な民間資金の活用：駅南口整備事業における活用検討開始	B
				令和7年度	官民の役割及び民間資金活用に係る有効性・必要性の庁内共有	対象事業における的確な民間資金の活用：活用	○他自治体における活用動向の把握	―	○他自治体における活用動向の把握 ○駅南口周辺整備におけるPFI/PPPの活用に向けた事業手法の検討 ○本事業庁内検討委員会において、基本方針（案）の事業手法選定にPFI/PPPを含む官民連携の検討を位置づけるとともに、基本構想策定仕様書（案）に、事業手法の整理にあたり官民連携事業での実施を考慮し、そのメリット・デメリットを比較検討する旨を盛り込み、PFIの有効性・必要性について共有した。	対象事業における的確な民間資金の活用：駅南口整備事業における活用検討開始（基本構想策定支援における仕様条件）	B

第5次山梨市行財政改革推進重点アクションプラン取組状況総括表

■重点推進目標２　効率化を重視した業務の改革

重点取組施策	番号	取組項目	担当課	年度	計画		実績				達成度
					取組内容	目標値	取組内容（上半期）	実績値	取組内容（全期）	実績値	
④業務の改善	9-①	指定管理者制度の効果的な活用	財政課	令和5年度	モニタリング検証等 仕様書の修正 障壁課題の整理	①モニタリング検証施設数：3施設（令和7年更新施設）、②障壁課題整理施設数（全37施設）：21施設	○指定管理者制度導入及び更新フローの見直し案を作成中 ○前年度事業報告書内容の確認 ○課題整理調査票を作成中。	―	○モニタリング調査対象施設の抽出と調査方法の検討 ○指定管理者制度運用ガイドラインの見直し検討 ○指定管理者制度未導入施設に関する課題整理調査票の作成	①モニタリング検証施設数：0施設 ②障壁課題整理施設数：0施設	C
				令和6年度	モニタリング検証等 仕様書の修正 障壁課題の整理	①モニタリング検証施設数：7施設（令和8年更新施設）、②障壁課題整理施設数（全37施設）：16施設	○指定管理者制度導入施設のモニタリング調査の準備（1月実施予定） ○指定管理者選定スケジュールの周知	―	○指定管理者導入施設所管課に対し、モニタリング調査実施（導入全施設） ○次年度更新施設に対し指定管理者制度検討委員会を実施し募集の審査を実施 ○指定管理未導入施設について、導入効果があると見込まれ、今後導入可能な施設を抽出した。	①モニタリング検証施設数：全施設 ②障壁課題整理施設数：全施設	A
				令和7年度	モニタリング検証等 仕様書の修正	①モニタリング検証施設数：5施設（令和9年更新施設）	○1月に指定管理者モニタリング調査を実施する予定 ○次年度末指定管理期間終了予定の施設に対し、指定管理者制度検討委員会の周知	―	○指定管理者モニタリング調査を12月時点の実施した。最終的な数値については4月以降実施する。 ○指定管理者制度検討委員会により、次年度指定管理募集予定施設に関する事前開催の実施	①モニタリング検証施設数：全施設 ②障壁課題整理施設数：全施設	A
	10-①	事務改善委員会の活用	財政課	令和5年度	事務分掌・行政組織規則の調査 事務改善事案の調査・検討	①山梨市行政組織規則の改正：調査 ②事務改善事案の調査・検討：実施	○債権管理条例、規則、要綱、マニュアルの素案を作成 ○債権管理条例、規則を12月議会に上程予定 ○行政組織規則と事務分掌の突合 ※下半期に、突合結果を踏まえ規則の改正（案）を作成	―	○債権管理条例、規則、要綱、マニュアルの素案を作成 ○債権管理条例、規則を12月議会に上程予定 ○行政組織規則と事務分掌の突合 ○r6機構改革関係課（こども・子育て課、高齢者・介護支援課、福祉課、健康増進課）の行政組織規則の改正	①山梨市行政組織規則の改正：一部規則改正 ②事務改善事案の調査・検討：未実施	C
				令和6年度	事務分掌の見直し、行政組織規則の改正 事務改善事案の調査・検討	①山梨市行政組織規則の改正：改正 ②事務改善事案の調査・検討：実施	○行政組織規則と事務分掌の修正（行政組織規則の改正：3月議会上程予定）	―	○機構改革関係課（政策秘書課、企画推進課、総務課、地域資源開発課、ふるさと納税プランディング課、市民課、健康増進課、生涯学習課、牧丘支所、三富支所）の行政組織規則の改正 ○行政組織規則と事務分掌の突合	①山梨市行政組織規則の改正：規則改正 ②事務改善事案の調査・検討：未実施 R6年度は機構改革により行政事務手続きの改善を図ったため調査実施せず。 R7年度においては、改善事項に関する調査を行い、行政事務改善委員会において改善策を検討していく。	B
				令和7年度	事務改善事案の調査・検討	②事務改善事案の調査・検討：実施	○行政組織規則と事務分掌の突合 ○機構改革により事務分掌が複雑化し、正確な引継ぎがなされていない状況が見受けられため、昨年度との比較を行い、事務分掌の確認作業を実施	―	○行政組織規則と事務分掌の突合 ○機構改革により事務分掌が複雑化し、正確な引継ぎがなされていない状況が見受けられため、昨年度との比較を行い、事務分掌の確認作業を実施	②事務改善事案を検討、山梨市行政組織規則の改正を行った	A
⑤行政評価	11-①	外部評価・施策評価の導入	政策秘書課/財政課	令和5年度	○内部評価・外部評価の実施・評価制度の検証 ○総合政策課と財政課による評価の一本化に向けた協議	①内部評価・外部評価の実施：実施 ②施策評価と事務事業評価の一体化に向けた協議：実施	○下半期実施に向けた評価方法の検討	―	○次期実施に向けた評価方法の検討	①内部評価・外部評価の実施：未実施 ②施策評価と事務事業評価の一体化に向けた協議：未実施	C
				令和6年度	○内部評価・外部評価の実施・評価制度の検証 ○総合政策課と財政課による評価の一本化に向けた協議	①内部評価・外部評価の実施：実施 ②施策評価と事務事業評価の一体化に向けた協議：実施	○下半期実施に向けた評価方法の検討	―	○実施に向けた評価方法の検討	①内部評価・外部評価の実施：未実施 ②施策評価と事務事業評価の一体化に向けた協議：未実施 総合計画の策定に伴う振り返りを政策担当で8月実施する。KPIを調査し、施策評価を実施する。 施策評価方法を確立させたうえで、外部評価を導入することに向け検討を行う。	C
				令和7年度	○内部評価・外部評価の実施・評価制度の検証 ○政策秘書課と財政課による評価の一本化に向けた評価制度（案）の構築	①内部評価・外部評価の実施：実施 ②施策評価と事務事業評価の一体化に向けた協議：実施	○効果的な評価方法の実施に向けた総合計画中期計画の改定検討	―	○効果的な評価方法の実施に向けた総合計画中期計画の改定検討 ○総合計画の改定に合わせて、施策KPIを新たに設定し、事業KPIとの連動を図った。あわせて、事務事業評価の対象を施策評価に反映させる仕組みを経営管理担当と協議した。	①内部評価：実施 　外部評価：未実施（次期総合計画について実施） ②施策評価と事務事業評価の一体化に向けた協議：方向性検討	B

第5次山梨市行財政改革推進重点アクションプラン取組状況総括表

■重点推進目標２　効率化を重視した業務の改革

重点取組施策	番号	取組項目	担当課	年度	計画		実績				達成度
					取組内容	目標値	取組内容（上半期）	実績値	取組内容（全期）	実績値	
⑤行政評価	11-②	外部評価・施策評価の導入	財政課	令和5年度	外部評価（試行） 制度の研究・見直し	外部評価（事務事業）実施事業数：3事業	○外部評価委員会開催に向けての担当内打合せを実施 ○対象事業を抽出	―	○外部評価委員会開催：令和6年2月9日 対象課：地域資源開発課 ○実施結果を踏まえた要領等の見直し	○外部評価（事務事業）実施事業数：4事業	A
				令和6年度	外部評価（試行） 制度の研究・見直し	外部評価（事務事業）実施事業数：3事業	○審査基準の見直し ○対象事業の抽出（2月実施予定）	―	○外部評価委員会開催（対象課：税務課、観光課、農林課）	外部評価（事務事業）実施事業数：3事業	A
				令和7年度	外部評価（試行） 事務事業評価実施要領作成	外部評価（事務事業）実施事業数：3事業	○外部評価委員会の開催（対象課：企画推進課、防災危機管理課、生涯学習課）	―	○外部評価委員会開催 （対象課：防災危機管理課、企画推進課、生涯学習課）	外部評価（事務事業）実施事業数：3事業	A
	12-①	事務事業評価の活用	財政課	令和5年度	連動システム構築のための課題研究 連動システム（案）作成	連動システムの調査・研究；実施	○事務事業評価の結果を踏まえた令和6年度主要事業ヒアリングの実施 ○企画政策担当L、財政担当L、経営管理担当Lにおける協議	―	○事務事業評価の結果を踏まえた令和6年度主要事業ヒアリングの実施 ○事務事業評価の結果を踏まえた令和6年度予算の担当者査定及び財政課長ヒアリングの実施 ○企画政策担当L、財政担当L、経営管理担当Lにおける協議	○連動システムの調査・研究；実施	A
				令和6年度	連動システム（案）による予算編成（試行）	連動システムの試行：実施	○事務事業評価の結果を踏まえた令和7年度主要事業ヒアリングの実施	―	○事務事業評価の結果を踏まえた令和7年度主要事業ヒアリングの実施 ○事務事業評価の結果を踏まえた令和7年度予算の担当者査定及び財政課長ヒアリングの実施 ○企画政策担当L、財政担当L、経営管理担当Lにおける協議	○連動システムの調査・研究；実施	B
				令和7年度	連動システム（案）による予算編成（試行） 連動システム（案）による事業評価（試行）	連動システムの試行：実施	○事務事業評価の結果を踏まえた令和7年度主要事業ヒアリングの実施	―	○事務事業評価の結果を踏まえた令和8年度主要事業ヒアリングの実施 ○事務事業評価の結果を踏まえた令和8年度予算の担当者査定及び財政課長ヒアリングの実施 ○政策担当L、財政担当L、経営管理担当Lにおける協議	連動システムの試行：実施	B
⑥ICTの推進	13-①	ICTを活用した市民の利便性向上	企画推進課	令和5年度	DX化事業の検討・実装	DX化事業の実装数：3事業	○内部事務効率化 ・生成AI活用のガイドライン作成 ・AIを活用した議事録作成支援システム導入 ・チャットツール導入 ○市民サービス向上 ・「案内ロボット」の実証実験 ・「行かなくてもいい市役所」事業の一環としての「リモート窓口」実証事業の開始、新システム導入によるオンライン申請の拡充	○実装数：2事業 ○実証実験数：3事業	○AI議事録システムの実装 ○チャットツールの実装 ○生成AIガイドライン実証、ガイドライン作成 ○案内ロボットの実証 ○リモート窓口事業実証	○実装数：2事業 ○実証実験数：3事業	B
				令和6年度	DX化事業の検討・実装	DX化事業の実装数：3事業	○内部事務効率化 ・生成AIシステムの実装　・課長会議等内部会議オンライン化実証　・ローコードツールの活用について実証　・GIS利活用に向けての検討　・統合内部事務システム構築作業（令和7年3月稼働予定） ○市民サービス向上 ・フリーWi-fiの実装（市役所庁舎東館、6公民館）　・「書かない窓口」システムの導入に向けての準備作業（令和7年2月稼働予定） ・オンライン手続拡充に向けて検討	○実装数：2事業 ○実証実験数：2事業 ○検討等取組数：4事業	【実装】 ○生成AIシステムの実装 ○統合内部事務システム構築作業 ○フリーWi-fiの実装（市役所庁舎東館、2公民館） ○「書かない窓口」システムの導入 ○キャッシュレス決済対象手続きの拡充（ストックヤード、オンライン申請） 【実証実験】 ○課長会議等内部会議オンライン化実証 ○ローコードツールの活用について実証 【検討】 ○GIS利活用に向けての検討 ○クラウドPBXの検討 ○オンライン手続拡充	○実装数：5事業 ○実証実験数：2事業 ○検討等取組数：3事業 その後の検証が必要 事業実施しただけでは事務効率化に結びついていない	A
				令和7年度	DX化事業の検討・実装	DX化事業の実装数：3事業	○内部事務効率化 ・ローコードツールの活用実装 ・統合型GIS構築作業（令和8年度3月稼働予定） ・クラウドPBXの一部課先行導入 ○市民サービス向上 ・公開型GIS構築作業（令和8年度3月稼働予定） ・Wi-Fi Halowを活用したこどものみまもり事業	○実装数：4事業 ○実証実験数：1事業	【実装】 ○課長会議等内部会議一部オンライン化 ○ローコードツールの導入 ○公開型・統合型GISの導入 ○Wi-Fi Halowを活用したこどものみまもり事業 【実証実験】 ○クラウドPBXの実証（管財課） 【検討】 ○GIS利活用拡大に向けての検討 ○オンライン手続拡充 ○DX人材の育成を検討	○実装数：4事業 ○実証実験数：1事業 ○検討等取組数：3事業 過去に実装したツールを含め、DXツールを使いこなせるような人材育成が必要	A

第5次山梨市行財政改革推進重点アクションプラン取組状況総括表

■重点推進目標２　効率化を重視した業務の改革

重点取組施策	番号	取組項目	担当課	年度	計画		実績				達成度
					取組内容	目標値	取組内容（上半期）	実績値	取組内容（全期）	実績値	
⑥ICTの推進	14-①	マイナンバーカードの普及推進	市民課	令和5年度	○月1回程度、予約制による休日窓口の開設 ○希望する企業、団体、個人宅等への出張申請の実施	普及率：85％	○4月、5月、9月は月2回、それ以外の月は、月1回予約制による休日窓口を開設 ○6月から出張申請の対象人数を3人から1人に変更（訪問回数45回、申請者46人）	R5.8.31保有枚数率75．6％ （全国平均71．7％、県平均71･7％）	○マイナンバーカード取得促進キャンペーン：申請者等に粗品のプレゼント及びイベント、病院、介護施設、個人宅等への出張申請を実施 ○水曜窓口延長時のマイナンバーカードの申請、交付、更新、マイナポイント設定支援等の実施 ○毎月1回予約制での休日開庁を実施 ○東館1階入り口付近にマイナポイント専用ブースを9月末まで開設 ○出張申請日程のほか、マイナンバーカード利便性･安全性等を広報、ホームページ等での周知･啓発を実施	保有枚数率：76．7％（令和6.3.31） ※全国平均73．5％、県平均73．2％	C
				令和6年度	○月1回程度、予約制による休日窓口の開設 ○希望する企業、団体、個人宅等への出張申請の実施	普及率：95％	○広報等での啓発活動の実施 ○毎月1回予約制による休日窓口を開設 ○出張申請の実施（訪問回数42回、申請者44人） ○水曜窓口延長時のマイナンバーカードの申請、交付、更新等支援の実施 ○コンビニ交付の証明手数料の減額	R6.9.30申請件数率87．54％ （全国平均85．97％、県平均85.38％） R6.9.30保有枚数率78．46％ （全国平均75．17％、県平均75.61％）	○広報等での啓発活動の実施（毎月掲載） ○毎月1回予約制での休日開庁を実施 ○出張申請の実施（訪問回数74回、申請者107人） ○水曜窓口延長時のマイナンバーカードの申請、交付、更新の実施 ○コンビニ交付の証明手数料の減額を実施	保有枚数率：81．0％（令和7.3.31） ※全国平均78．3％、県平均79．0％	C
				令和7年度	○月1回程度、予約制による休日窓口の開設 ○希望する企業、団体、個人宅等への出張申請の実施	普及率：100％	○広報等での啓発活動の実施 ○毎月1回予約制による休日窓口を開設 ○出張申請の実施（訪問回数33回、申請者41人） ○水曜窓口延長時のマイナンバーカードの申請、交付、更新等支援の実施 ○派遣業務委託によるマイナンバーカード受付専用窓口の設置（R7.8～）	R7.9.30申請件数率99．64％ （全国平均99．75％、県平均98.92％） R7.9.30保有枚数率82．79％ （全国平均79．69％、県平均80．71％）	○広報等での啓発活動の実施（毎月掲載） ○毎月1回予約制での休日開庁を実施 ○出張申請の実施（訪問回数 51回、申請者53人） ○水曜窓口延長時のマイナンバーカードの申請、交付、更新の実施 ○コンビニ交付の証明手数料の減額を実施 【達成できなかった理由】 具体的なインセンティブの提供ができなかった 【今後の対応策】 コンビニ交付10円キャンペーンの周知拡大による利便性訴求と普及促進	保有枚数率：84．7％（令和8.3.31） ※全国平均82．1％、県平均83．3％	C
⑦人事の改革	15-①	職員数の適正化対策	総務課	令和5年度	①定年延長に対応した計画的な職員採用　②職員のメンタルヘルスへの配慮　③効果的な職員配置　④人事評価制度の効果的な活用　⑤多様な任用制度の活用（ 高齢職員の任用形態、会計年度任用制度の活用）①～⑤の徹底	正職員数：367人	○慢性的な人員不足解消を目指し採用試験を実施中 ○メンタルヘルス不調者のスムーズな復帰を促すため復帰支援プログラムを策定（令和5年6月） ○人員補給のため、会計年度任用職員を活用	○現職員数350人と退職者等を勘案し、採用人数25名程度予定	○慢性的な人員不足解消を目指し一般と高卒試験を分けて採用試験を実施。目標正職員数を達成するため次年度以降も採用試験を実施予定。 ○メンタルヘルス不調者のスムーズな復帰を促すため復帰支援プログラムを策定（令和5年6月）。さらに、プログラムの実用的手引きを作成（令和5年9月）。 ○定年延長該当者の任用形態を主幹とし配置。 ○人員補給のため、会計年度任用職員を活用。	○正職員数：361人 ※令和5年度職員数350人と退職者等を勘案し、23名を新規採用	B
				令和6年度	①定年延長に対応した計画的な職員採用　②職員のメンタルヘルスへの配慮　③効果的な職員配置　④人事評価制度の効果的な活用　⑤多様な任用制度の活用（ 高齢職員の任用形態、会計年度任用制度の活用）①～⑤の徹底	正職員数：368人	○慢性的な人員不足解消を目指し、より良い人材を募集するため、適性検査に重点を置いた試験内容とし、一部専門試験を廃止して採用試験を実施中 ○メンタルヘルス不調者のスムーズな復帰を促すため復帰支援プログラム実施及び医師面談の強化 ○人員補給のため、会計年度任用職員を活用	○現職員数361人と退職者等を勘案し、採用人数20名程度予定	○慢性的な人員不足解消を目指し、より良い人材を募集するため、適性検査に重点を置いた試験内容とし、一部専門試験を廃止して採用試験を実施中 ○メンタルヘルス不調者のスムーズな復帰を促すため復帰支援プログラム実施及び医師面談の強化 ○人員補給のため、会計年度任用職員を活用	○正職員数：350人 ※令和5年度職員数361人と退職者等を勘案し、16名を新規採用	C
				令和7年度	①定年延長に対応した計画的な職員採用　②職員のメンタルヘルスへの配慮　③効果的な職員配置　④人事評価制度の効果的な活用　⑤多様な任用制度の活用（ 高齢職員の任用形態、会計年度任用制度の活用）①～⑤の徹底	正職員数：369人	○より良い人材を確保するため、R7年度職員採用試験（R8年度新採用）において、これまでの試験結果の分析を行い、第1次試験における得点基準等を定めた。 ○メンタルヘルス不調者へ衛生管理者と協力して面談を行うとともに、職場復帰に際しては復帰支援プログラムによる復帰を計画・実施した。 ○R7年度は育児休業取得者が増加したため、代替職員として会計年度任用職員の早期の採用を行い対応した。	○現職員数347人と退職者等を勘案し、定員適正化計画におけるR8年度目標職員数370人に達するようR8年度新規採用人数について24名程度を予定	○、より良い人材を確保するため、受験資格年齢の引上げ、遠隔地での受験の受入、教養・専門試験から事務処理能力・適正検査への変更をして採用試験を実施するとともに、R7年度職員採用試験（R8年度新採用）において、これまでの試験結果の分析を行い、第1次試験における得点基準等を定めた。 ○メンタルヘルス不調者へ衛生管理者と協力して面談を行うとともに、職場復帰に際しては復帰支援プログラムによる復帰を計画・実施した。 ○R7年度は育児休業取得者が増加したため、代替職員として会計年度任用職員の早期の採用を行い対応した。	○正職員数：357人 ※令和7年度職員数350人と退職者等を勘案し、22名を新規採用	B
	16-①	職場環境の改善	総務課	令和5年度	○長時間残業者に対する有給休暇取得の推進･徹底 ○ノー残業デイ（月2回）の周知･徹底 ○テレワークやフレックスタイム制導入の検討	①病欠率：1.6％ ②休職率：1.2％	○ノー残業デイ、テレワークを検討中 ○夜間等の緊急対応時における長時間労働を緩和し、インターバルを設けるためシフト制の導入 ○男性の育児休暇推進のための周知を実施	①病欠率：2.2％ ②休職率：1.7％	○コロナ過において作成した、時差出勤等の要綱を統合し、より柔軟な勤務形態が取れるよう見直し「時差出勤、在宅勤務等に関する要綱」を策定（令和6年3月）。 ○ノー残業デイは検討したが、各担当の業務量の差に伴い導入日が統一ができず見送り ○夜間等の緊急対応時における長時間労働を緩和し、インターバルを設けるためシフト制の導入 ○男性の育児休暇推進のための周知を実施	①病欠率：0.5％ ②休職率：1.1％	A
				令和6年度	○長時間残業者に対する有給休暇取得の推進･徹底 ○ノー残業デイ（月2回）の周知･徹底 ○テレワークやフレックスタイム制導入の検討	①病欠率：1.3％ ②休職率：1.1％	○時差出勤･テレワークの実施 ○長時間残業者に対する医師面談の推奨及び該当課に対して業務平準化の依頼 ○男性の育児休暇推進のための周知を実施	①病欠率：2.2％ ②休職率：1.7％	○時差出勤･テレワークの実施 ○長時間残業者に対する医師面談の推奨及び該当課に対して業務平準化の依頼 ○男性の育児休暇推進のための周知を実施	①病欠率：1.1％ ②休職率：1.4％	C
				令和7年度	○長時間残業者に対する有給休暇取得の推進･徹底 ○ノー残業デイ（月2回）の周知･徹底 ○テレワークやフレックスタイム制導入の検討	①病欠率：1.0％ ②休職率：1.0％	○長時間残業者に対する産業医面談の推奨及び該当課に対して業務平準化の依頼 ○男性の育児休暇推進のための周知を実施	①病欠率：0.6％ ②休職率：1.7％	○長時間残業者に対する産業医面談の推奨及び該当課に対して業務平準化の依頼 ○男性の育児休暇推進のための周知を実施 【達成できなかった理由】 基準日がR8．3.31となっているためC判定となったが、R8.4.1の傷病休暇者数は1人（0.28％）、傷病休職者数は3人（0.84％）となるため、R8.4.1時点では目標値以上を達成している。	①病欠率：0.6％ ②休職率：1.7％	C

第5次山梨市行財政改革推進重点アクションプラン取組状況総括表

■重点推進目標２　効率化を重視した業務の改革

重点取組施策	番号	取組項目	担当課	年度	計画		実績				達成度
					取組内容	目標値	取組内容（上半期）	実績値	取組内容（全期）	実績値	
⑦人事の改革	17-①	時間外勤務時間の縮減対策	総務課	令和5年度	○所属長による労働時間のマネジメントの徹底 ・残業時間の改善指導 ・成果のみを見るマネジメントから時間あたりの成果をみるマネジメントへの意識改革	①時間外勤務時間：53,160時間/年 ②時間外勤務手当：96,610千円/年	○長時間残業者が所属する課長に業務平準化を指導 ○超過勤務月45時間を超える者に対して個別指導を実施	【4月～8月実績】 ①時間外勤務時間：27,744時間/5月 ②時間外勤務手当：53,747千円/5月	○長時間残業者が所属する課長に業務平準化を指導 ○超過勤務月45時間を超える者に対して個別指導を実施	【4月～3月実績】 ①時間外勤務時間：61,458時間/年 ②時間外勤務手当：120,559千円/年	C
				令和6年度	○所属長による労働時間のマネジメントの徹底 ・残業時間の改善指導 ・成果のみを見るマネジメントから時間あたりの成果をみるマネジメントへの意識改革	①時間外勤務時間：52,090時間/年 ②時間外勤務手当：94,660千円/年	○長時間残業者が所属する課長に業務平準化を指導 ○超過勤務月45時間を超える者に対して個別指導を実施 ○超過勤務月100時間を超える者に対して医師面談を実施	【4月～8月実績】 ①時間外勤務時間：25,505時間/5月 ②時間外勤務手当：52,697千円/5月	○長時間残業者が所属する課長に業務平準化を指導 ○超過勤務月45時間を超える者に対して個別指導を実施 ○超過勤務月100時間を超える者に対して医師面談を実施	【4月～3月実績】 ①時間外勤務時間：71,571時間/年 ②時間外勤務手当：129,700千円/年	C
				令和7年度	○所属長による労働時間のマネジメントの徹底 ・残業時間の改善指導 ・成果のみを見るマネジメントから時間あたりの成果をみるマネジメントへの意識改革	①時間外勤務時間：51,020時間/年 ②時間外勤務手当：92,710千円/年	○長時間残業者が所属する課長・リーダーに業務平準化を指導 ○超過勤務月45時間を超える者に対して個別指導実施 ○超過勤務月100時間を超える者に対して産業医面談を実施	【4月～9月実績】 ①時間外勤務時間：41,715時間/6月 ②時間外勤務手当：101,802千円/6月	○長時間残業者が所属する課長・リーダーに業務平準化を指導 ○超過勤務月45時間を超える者に対して個別指導実施 ○超過勤務月100時間を超える者に対して産業医面談を実施 【達成できなかった理由】 R7年度から代休制度を廃止しため、時間外勤務時間及び時間外勤務手当ともに年度別目標値を達成することができなかった。	【4月～3月実績】 ①時間外勤務時間：80,341時間/年 ②時間外勤務手当：202,724千円/年	C

３-① 市税の収納率の向上対策（税務課）

税目	年度	現年／過年	収納率		達成率（%）②/①	達成度
			目標値①	実績値②		
個人市民税	R3	現年	98.70	99.38	100.69	A
		過年	35.00	39.22	112.06	A
	R5	現年	98.90	99.17	100.27	A
		過年	35.00	46.03	131.51	A
	R6	現年	99.00	99.15	100.15	A
		過年	35.00	51.74	147.83	A
	R7	現年	99.10	99.15	100.05	A
		過年	35.00	58.45	167.00	A
固定資産税	R3	現年	98.20	98.61	100.42	A
		過年	20.00	29.44	147.20	A
	R5	現年	98.40	98.56	100.16	A
		過年	25.00	31.05	124.20	A
	R6	現年	98.50	98.70	100.20	A
		過年	25.00	30.56	122.24	A
	R7	現年	98.60	98.67	100.07	A
		過年	25.00	36.30	145.20	A
軽自動車税	R3	現年	98.40	97.96	99.55	B
		過年	25.00	19.81	79.24	C
	R5	現年	98.65	98.23	99.57	B
		過年	25.00	27.73	110.92	A
	R6	現年	98.70	98.49	99.79	B
		過年	25.00	23.04	92.16	C
	R7	現年	98.75	98.39	99.64	B
		過年	25.00	25.28	101.12	A
都市計画税	R3	現年	98.20	98.25	100.05	A
		過年	20.00	28.44	142.20	A
	R5	現年	98.35	98.27	99.92	B
		過年	25.00	32.75	131.00	A
	R6	現年	98.40	98.37	99.97	B
		過年	25.00	31.12	124.48	A
	R7	現年	98.45	98.26	99.81	B
		過年	25.00	37.52	150.08	A
国民健康保険税	R3	現年	94.60	95.09	100.52	A
		過年	25.00	23.41	93.64	C
	R5	現年	94.75	95.57	100.87	A
		過年	25.00	31.99	127.96	A
	R6	現年	94.80	96.05	101.32	A
		過年	25.00	34.89	139.56	A
	R7	現年	94.85	96.08	101.30	A
		過年	25.00	38.27	153.08	A

項目	年度	目標値（件）	実績値（件）	達成率（%）②/①	達成度
預貯金差押え	R3	300	60	20.00	C
	R5	300	103	34.33	C
	R6	300	81	27.00	C
	R7	300	112	37.33	C
給与差し押さえ	R3	10	3	30.00	C
	R5	10	15	150.00	A
	R6	10	3	30.00	C
	R7	10	21	210.00	A
財産捜索	R3	—	—	—	—
	R5	10	3	30.00	C
	R6	10	3	30.00	C
	R7	10	6	60.00	C

第5次山梨市行財政改革達成状況項目一覧

重点推進目標 Ⅰ　将来を見据えた財政の改革

（通し番号）	担当課	取組み事項	R5	R6	R7
①－1－①	財政課	各会計の中長期財政計画の推進（一般会計）	A	B	B
①－1－②	市民課	各会計の中長期財政計画の推進（交通火災災害会計）	A	A	A
①－1－③	高齢者・介護支援課	各会計の中長期財政計画の推進（介護保険会計）	A	C	C
①－1－④	観光課	各会計の中長期財政計画の推進（活性化事業会計）	A	B	ー
①－1－⑤	健康増進課	各会計の中長期財政計画の推進（国保会計）	A	A	C
①－1－⑥	健康増進課	各会計の中長期財政計画の推進（後期会計）	C	C	C
①－2－①	上下水道課	地方公営企業の健全財政の堅持（水道事業会計）	B	B	C
①－2－②	上下水道課	地方公営企業の健全財政の堅持（公共下水道事業会計）	A	B	B
①－2－③	健康増進課	地方公営企業の健全財政の堅持（病院事業会計）	C	C	B
②－3－①	税務課	市税の収納率の向上対策	B	B	B
②－4－①	高齢者・介護支援課	保険料、公共料金等の収納率の向上対策（介護保険料：普通徴収）	B	B	B
②－4－②	健康増進課	保険料、公共料金等の収納率の向上対策（後期保険料：普通徴収）	B	B	B
②－4－③	こども・子育て課	保険料、公共料金等の収納率の向上対策（保育料、副食費、利用料）	C	B	B
②－4－④	学校教育課	保険料、公共料金等の収納率の向上対策（給食費）	C	C	C
②－4－⑤	建設課	保険料、公共料金等の収納率の向上対策（住宅使用料）	A	B	B
②－4－⑥	上下水道課	保険料、公共料金等の収納率の向上対策（水道使用料）	B	B	B
②－4－⑦	上下水道課	保険料、公共料金等の収納率の向上対策（下水道／浄化槽使用料）	C	C	B
②－5－①	財政課	受益者負担の適正化	C	C	C
②－6－①	管財課	市有未利用財産の有効活用	C	C	C
②－6－②	政策秘書課	市有未利用財産の有効活用	A	A	B
②－6－③	地域資源開発課	市有未利用財産の有効活用	C	A	C
③－7－①	財政課	公共施設マネジメント計画の推進	C	C	C
③－8－①	政策秘書課・財政課	民間資金（PFI／PPP）の活用		B	B

重点推進目標 Ⅱ　　効率化を重視した業務の改革

（通し番号）	担当課	取組み事項	R5	R6	R7
④－9－①	財政課	指定管理者制度の効果的な活用	C	A	A
④－10－①	財政課	事務改善委員会の活用	C	B	A
⑤－11－①	政策秘書課	外部評価・施策評価の導入	C	C	B
⑤－11－②	財政課	外部評価・施策評価の導入	A	A	A
⑤－12－①	財政課	事務事業評価の活用	A	B	B
⑥－13－①	企画推進課	ICTを活用した市民の利便性向上	B	A	A
⑥－14－①	市民課	マイナンバーカードの普及推進	C	C	C
⑦－15－①	総務課	職員数の適正化対策	B	C	B
⑦－16－①	総務課	職場環境の改善	A	C	C
⑦－17－①	総務課	時間外勤務時間の縮減対策	C	C	C

達成度	表示内容説明
A	年度別数値目標に対し、目標値以上を達成した項目
B	年度別数値目標に対し、95%以上を達成した項目
C	年度別数値目標に対し、95%未満にとどまった項目